2021
年度版

洲本市
障害福祉サービスの手引

よりよい
暮らしのために
洲本市がサポート
できること

題名『家路』の曲が流れる海辺　寺神亜佑・画

寺神さんは、脳性まひによる障害があり車椅子生活をしています。
この作品は、貝殻などを探すのが好きな寺神さんが、夕日を眺めながら海辺で過ごした楽しい思い出を描いたものです。

この冊子の内容は、令和3年7月現在の内容を掲載しておりますので、詳しくはお問い合わせください。

洲本市 健康福祉部福祉課 障害福祉係　0799-22-3332　0799-22-1690
〒656-8686　洲本市本町三丁目4番10号　Eメール:fukushi@city.sumoto.lg.jp

サービスの利用について 14
手続きについて 16
使えるサービス 20
相談窓口 56
施設情報 60
医療機関・店舗の案内 62

洲本市 × 株式会社サイネックス

ライフステージごとの

障害福祉サービス

	乳幼児期		学齢期		青年・壮年期		高齢期
	0歳		6歳		18歳		65歳
	出生	幼児教育	義務教育	高等部	就職・福祉的就労		生きがい・終末期
生活支援	ホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問・行動援護）						介護保険
	同行援護						
	補装具費支給・日常生活用具給付						介護保険
	ショートステイサービス（短期入所）						介護保険
	日中一時支援事業・移動支援事業						
	施設入所支援						介護保険
					グループホーム		
					デイサービス（生活介護）		介護保険
					自立訓練（機能訓練・生活訓練）		
活動支援 教育・療育・雇用・就業	障害児保育		特別支援教育				
	児童発達支援センター						
	児童発達支援		放課後等デイサービス				
					就業・生活支援センター		
					就労支援（継続、移行、定着）		
					地域活動支援センター		
保健・医療	健診（保健師）		健康相談（保健師）				
	医療機関（かかりつけ医、専門医、外来、入院、デイケア）						
	訪問看護						
	福祉医療						
	自立支援医療（精神通院）						
	自立支援医療（育成医療）				自立支援医療（更生医療）		
相談支援	相談支援事業（相談支援専門員）・担当課						
	障害児相談支援事業（児童通所サービス利用計画作成）						
	指定特定相談支援事業所（サービス利用計画作成）						
	地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助						

洲本市公式
ホームページ

洲本市
障害者基本計画

洲本市障害福祉サービスの手引をご覧になる前に

障害福祉サービス、障害福祉制度は、全国一律のものから本市独自のものまで様々な種類があり、制度改正等により内容も変遷してきております。

そのような中、皆様方に障害福祉サービス、障害福祉制度の概要をできるだけわかりやすく紹介するために、昨年度に引き続き「2021年度版 洲本市障害福祉サービスの手引」を作成しました。

多くの皆様にご覧いただき、共に暮らしやすい社会づくりに役立つことを願っております。

紙面の都合上、最小限の内容で記載しておりますので、サービスや制度の詳細につきましては、各担当窓口にお問い合わせください。

作成にあたりましては、広告主の皆様の広告料を活用させていただくことによりまして、本市の費用負担なしで発行しております。

ご協力いただきました皆様方に、厚くお礼を申し上げます。

INDEX

- 関係機関等一覧 …… 2
- 洲本市役所庁舎案内 …… 3
- 障害に関するマーク …… 4
- 洲本市独自の制度 …… 6
- 障害者差別解消法 …… 8
- 障害者虐待 …… 9
- 防災 …… 10

サービスの利用について 14

手続きについて 16

- 身体障害者手帳 …… 16
- 療育手帳 …… 17
- 精神障害者保健福祉手帳 …… 18

使えるサービス 20

- 利用できる主なサービス一覧 …… 20
- 生活支援 …… 22
- 手当等 …… 33
- 給付等 …… 36
- 税の減免 …… 49
- 交通 …… 51
- その他 …… 54

相談窓口 56

施設情報 60

医療機関・店舗の案内 62

障害者手帳を取得することで、いろいろな障害福祉サービスが利用できます。

障害者手帳には、身体・療育・精神の3種類があり、それぞれの手帳や障害等級によって受けられるサービスが異なります。

この本では、それぞれの手帳ごとにどのようなサービスが利用できるのか検索できるようになっています。▶P20～21

障害者手帳をお持ちでなくても受けられるサービスがあります。

- 継続的に精神疾患に対する通院を必要とされる方 ▶P37
- 国が定める難病の方（※本文中 難 マークのあるサービスが対象。）

介護保険サービス対象の方は、介護保険サービスを優先的にご利用いただきます。※P27参照

関係機関等一覧

	名称	TEL／FAX	所在地	備考
洲本市	洲本市健康福祉部福祉課	TEL:22-3332 FAX:22-1690	〒656-8686 洲本市本町三丁目4-10	
洲本市	洲本市健康福祉部子ども子育て課 家庭児童相談室	TEL:22-1333 FAX:22-1690		児童に関する相談全般
洲本市	洲本市健康福祉部健康増進課	TEL:22-3337 FAX:24-2210	〒656-0027 洲本市港2-26	保健師による相談等
洲本市	洲本市市民生活部保険医療課	TEL:24-7608 FAX:22-3377	〒656-8686 洲本市本町三丁目4-10	
洲本市	洲本市財務部税務課	TEL:24-7603 FAX:22-3900		
洲本市	洲本市教育委員会	TEL:22-6266 FAX:26-1510		
兵庫県	兵庫県洲本健康福祉事務所 監査・福祉課	TEL:26-2054 FAX:22-3345	〒656-0021 洲本市塩屋二丁目4-5	ゆずりあい駐車場制度
兵庫県	兵庫県洲本健康福祉事務所 地域保健課	TEL:26-2060 FAX:22-3345		こころのケア相談
兵庫県	中央こども家庭センター洲本分室	TEL:26-2075 FAX:26-0269		発達支援 児童に関する相談
兵庫県	淡路教育事務所	TEL:26-3205 FAX:24-5072		
兵庫県	兵庫県洲本県税事務所	TEL:26-2032 FAX:24-3584		
兵庫県	兵庫県立あわじ特別支援学校	TEL:22-1766 FAX:25-2288	〒656-0053 洲本市上物部二丁目1-17	教育相談
兵庫県	兵庫県立淡路医療センター	TEL:22-1200 FAX:24-5704	〒656-0021 洲本市塩屋一丁目1-137	発達相談（小児科）
その他	淡路聴覚障害者センター	TEL:24-3850 FAX:26-1175	〒656-0027 洲本市港2-26	手話通訳、要約筆記
その他	洲本公共職業安定所	TEL:22-0620 FAX:22-6750	〒656-0021 洲本市塩屋二丁目4-5	職業紹介
その他	洲本税務署	TEL:24-1212 FAX:24-4480	〒656-8656 洲本市山手一丁目1-15	
その他	ひょうご発達支援センター クローバー	TEL:079-254-3601 FAX:079-254-3403	〒671-0122 高砂市北浜町北脇519	発達障害に関する 相談全般
その他	(福)兵庫県社会福祉事業団 五色精光園障害者専門職業紹介所	TEL:38-6181 FAX:38-6182	〒656-0013 洲本市下加茂一丁目6-6	職業紹介事業
その他	(福)兵庫県社会福祉事業団 淡路障害者就業・生活支援センター			雇用安定等事業
その他	兵庫県総合リハビリテーションセンター 高次脳機能障害相談窓口	TEL:078-925-9262 FAX:078-925-9299	〒651-2181 神戸市西区曙町1070	高次脳機能障害に 関する相談全般
その他	兵庫県地域生活定着支援センター ウィズ	TEL:078-241-7751 FAX:078-241-7752	〒651-0093 神戸市中央区二宮町4丁目 7-6NSビル401号室	触法障害者の支援

〈以下は広告スペースです〉

公益社団法人
洲本市シルバー人材センター
ちょっとした仕事を頼みたいのに、
頼める人がいない・・・
そのお仕事、シルバー会員に頼んでみませんか？
本　部　洲本市物部3-9-59
TEL 0799-24-4473
FAX 0799-22-6498

LPガスでより良い暮らしを♪
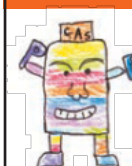
キッチン 浴室 のリフォームも全ておまかせ！
灯油・あご だしも配達致します！
どんなことでもお気軽にお電話下さい。
なかよしプロパン㈱
TEL(0799)22-3452
〒656-0051 洲本市物部2-12-12　FAX(0799)22-3432

感謝の心で安心と満足を築く
株式会社 寺西工務店

代表取締役　寺西　一夫
淡路市佐野1330番地1
住まいと土地に関するご相談・お問合せはお気軽に
TEL 0799-65-0707
FAX 0799-65-0925
総合建設業・宅地建物取引業・賃貸物件管理
建設業許可（特 28）第801060号　宅地建物許可（10）第800085号

洲本市役所庁舎案内

洲本市役所本庁舎

フロア(1F)

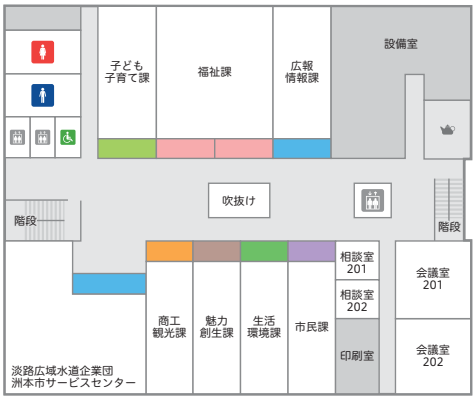

フロア(2F)

アクセス図

洲本市役所五色庁舎

フロア(1F)

アクセス図

洲本市役所由良支所

アクセス図

フロア図 凡例

男子トイレ … 女子トイレ … バリアフリートイレ … エレベーター … 給湯室

障害に関するマーク

障害のある人への理解を深め、すべての人がいきいきと暮らせるまちを目指して

障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。
マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。
駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
※自動車用品を販売している店等で購入できます。

※個人の車に表示することは、マーク本来の趣旨とは異なります。障害のある人が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。また、駐車禁止を免れる又は障害者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりません。

※「国際シンボルマーク使用指針」https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html

問 公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会（JSRPD）
〒162-0052　東京都新宿区戸山1-22-1　TEL.03-5273-0601　FAX.03-5273-1523

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問 警察庁交通局交通企画課
TEL.03-3581-0141（代）

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。
身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。
補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。
お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
TEL.03-5253-1111㈹　FAX.03-3503-1237

〈以下は広告スペースです〉

髙橋内科医院
〒656-0054 洲本市宇原2243番地
TEL.0799-23-3556
診療科目　内科　循環器内科
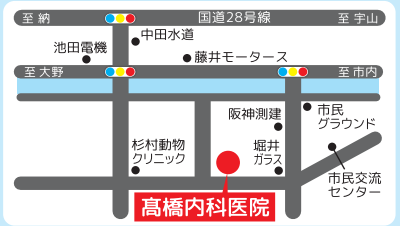

◎詳しくは暮らしマップをご覧下さい。

エコアクション21
認証・登録番号0005299
株式会社 谷電気
Tani Denki
〒656-0031 兵庫県洲本市千草乙147番地
TEL. 0799-22-4697 FAX. 0799-24-4615
E-mail/info@tani-denk.com　http://www.tani-denki.com

聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。なお、聴覚に障害のある方が自動車を運転するときは、「聴覚障害者標識」を付け、ワイドミラーを付けなければなりません。

問 警察庁交通局交通企画課
TEL.03-3581-0141(代)

耳マーク

聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークで、耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。このマークを見たり表示された場合は、「相手が聞こえにくい」、「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などにご協力をお願いします。

問 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL.03-3225-5600　FAX.03-3354-0046

ヘルプマーク

兵庫県では援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方から援助が得られやすくなるよう作成したヘルプマーク・ヘルプカードの配布を行っています。

このマークを身につけている方を見かけた場合は、バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

問 洲本市 健康福祉部 福祉課 福祉総務係　TEL.26-1166　FAX.22-1690

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
TEL.03-3221-6673　FAX.03-3221-6674

ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

※シンボルマークの著作権は「特定非営利活動法人ハート・プラスの会」(TEL.080-4824-9928)に帰属します。

障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

このマークが企業側と障害者の橋渡しになるよう、ご協力をお願いいたします。

問 公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター
TEL.052-218-2154　FAX.052-218-2155

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上などで視覚に障害のある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

問 岐阜市福祉部障がい福祉課
TEL.058-214-2138　FAX.058-265-7613

洲本市独自の制度

市民みまもりカード（洲本市）

洲本市では、急病や災害のときに、周囲や救急隊へ必要な情報を伝えられるように、緊急連絡先や、かかりつけ病院などを記載したカードを配布しています。このカードを用意しておくことで、スムーズな救急搬送や応急処置をすることができます。

家族のため、自身のためにも是非ご活用ください。あなたにもしものことがあったときに、救急隊がこのカード情報を参考にする場合があります。

問 洲本市 健康福祉部 福祉課 福祉総務係　TEL.26-1166　FAX.22-1690

ビブス（洲本市）

目が不自由であるということは、周囲の人には外見からは分かりにくいものです。ビブスは黄色の蛍光色で、服の上から着用します。前面と背面に盲人のための国際シンボルマークと「私は目が不自由です」の文字を表示しており、周囲の人からすぐに目が不自由であると気づいてもらうことができます。着用することで事故の防止や災害時等にいち早く支援を得ることを目的としています。災害はいつどこで起こるか分かりません。日頃から是非このビブスを携帯していただくことをお勧めします。

問 洲本市 健康福祉部 福祉課 障害福祉係
TEL.22-3332　FAX.22-1690

バンダナ（洲本市）

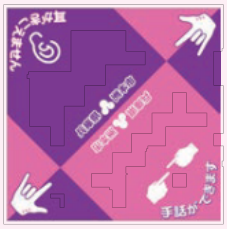

「耳が聞こえにくい」ということは、周囲の人には外見からは分かりにくいものです。また、「聴覚障害者への理解を持っている」「手話でのコミュニケーションができる」という支援者からのアピールも重要です。

このバンダナは、災害時等の目印に活用できるほか、怪我をしたときの固定や止血、防塵用マスク、包帯、旗、手ぬぐい、防寒対策など、様々な活用方法があります。災害はいつどこで起こるか分かりませんので、日頃からこのバンダナを携帯していただくことをお勧めします。

問 洲本市 健康福祉部 福祉課 障害福祉係
TEL.22-3332　FAX.22-1690

サポートファイル〔つむぐファイル〕（洲本市）

サポートファイル〔つむぐファイル〕は、発達や集団生活、社会生活に配慮を必要とする子どもや大人を対象に、本人の成長記録や医療・福祉サービスなどの利用に関する情報を、保護者や本人が記録し、大切な書類や記録類をつづり、活用するものです。

乳幼児期から成人期まで途切れることなく適切な支援を受けることができるために、成育歴や子どもの頃の様子をまとめたサポートファイルが役に立ちます。

問 洲本市 健康福祉部
福祉課 障害福祉係
TEL.22-3332 FAX.22-1690
健康増進課
TEL.22-3337 FAX.24-2210

兵庫ゆずりあい駐車場制度（兵庫県）

障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくために兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画が対象です。なお、本県で交付した利用証は、他府県での同様制度の駐車施設でもご利用いただけます。

問 洲本市 健康福祉部 福祉課福祉総務係　TEL.26-1166　FAX.22-1690
兵庫県 洲本健康福祉事務所 監査・福祉課　TEL.26-2054　FAX.22-3345

すもとしコミュニケーション支援ボード

地域には話しことばによるコミュニケーションが苦手な障害のある人たちがいます。しかし、分かりやすい絵記号を指し示すことで、気持ちを表すことができることもあります。

すもとしコミュニケーション支援ボードは、意思表示するうえで、多く用いることが想定される表現を示した「共通編」と、場面に応じた「行政機関編」「お買い物編」「救急・病院編」「施設・交通編」「災害編」があります。

すもとしコミュニケーション支援ボード各編を、市内のお店や医療機関等に設置依頼し、協力をいただきながら利用の拡大を図っていきます。

問 洲本市 健康福祉部 福祉課 障害福祉係　TEL.22-3332　FAX.22-1690

優しさを育み未来へつむぐ事業助成金

合理的配慮の提供を支援します

洲本市では、障害のある人もない人も、全ての人が当たり前に心を通わせ、理解し合える暮らしやすいまちづくりを推進していくため、事業者等が障害のある人に必要な合理的な配慮の提供に要するためにかかる費用を助成します。

コミュニケーションツールの作成

- 点字メニュー
- コミュニケーション支援ボード
- チラシ等の音訳　など

上限額 **50,000円**
（費用の10/10を助成）

物品の購入

- 筆談ボード
- 折り畳み式スロープ　など

上限額 **100,000円**
（費用の10/10を助成）

工事の施工

- 簡易スロープ、手すりなどの工事の施工にかかる費用

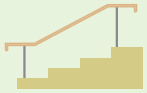

上限額 **最大200,000円**
（費用の5/10を助成）

＜制度を利用できる団体＞　●商業者など民間事業者　●町内会　など

※助成は予算の範囲内で行います。また、購入・工事施工をする前に、相談と申請等の手続きが必要です。

問 洲本市 健康福祉部 福祉課 障害福祉係　TEL.22-3332　FAX.22-1690

障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する条例

洲本市ではコミュニケーションに困難を抱える全ての障害のある人の情報の取得やコミュニケーションを促進することにより、市民の誰もが、お互いに理解し合い、「つながり」、「共生」、「尊厳」を実感できる社会を実現していくために、条例を制定しています。

基本理念

❶障害者が自ら選択するコミュニケーション手段等を使用し、障害者でない者と共に地域生活を営む権利が最大限に尊重されること。

❷障害者の障害特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保や拡大が図られること。

❸市、市民及び事業者が障害特性の理解を深め、相互の連携や協働を図ること。

問 洲本市 健康福祉部 福祉課 障害福祉係　TEL.22-3332　FAX.22-1690

知っていますか？

障害者差別解消法

「障害を理由とした差別」をなくす法律です

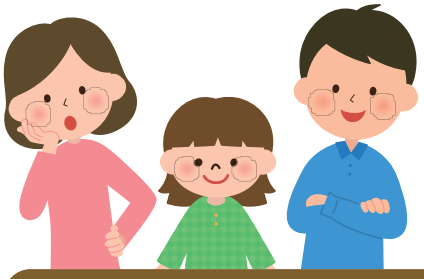

障害者差別解消法は、国、市区町村といった行政機関や、会社、お店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

障害を理由とした差別には、障害のある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。

合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしないことです。

こんなことで困ったことはありませんか？

- レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。
- アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。
- 災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。
- スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に断られた。

※相談窓口についてはP57をご覧ください。

めざすべき社会像

～ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例～

21世紀の成熟社会を真に豊かな社会とするため、「ユニバーサル社会」の社会像をすべての人が共有できるものとして、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年4月1日施行）に基づき、その実現をめざします。

詳しくは兵庫県のホームページで確認できます。

兵庫県　ユニバーサル社会　検索

気づいて！
防ごう！

障害者虐待

障害者が安心して暮らせる洲本市へ

虐待防止法ってどんな法律？

障害者の当たり前の生活を守る法律です

障害者虐待防止法は、正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者が安心して生活し、社会参加できるように、私たち一人一人が虐待の防止に取り組みましょう。

1 身体的虐待

例えば

- 殴る、蹴る、やけどをさせる。
- 身体を縛り、行動を制限する、羽交い締めにする。
- 過剰投薬など

サイン

- ☐ 体にアザや傷、やけどの跡がある。
- ☐ 手を上げると身をかばうような動作をする。
- ☐ おびえた表情をする、急に泣き出す。

2 性的虐待

例えば

- 性的行為を強要する、性的暴力、胸や性器を触る。
- わいせつな言葉を言う、キスをする、裸にする。
- 性器や性行為を見せる、ポルノ雑誌や映像を見せる。

＊同性同士も含みます。

サイン

- ☐ 肛門や性器から出血が見られる。
- ☐ 性器の痛みやかゆみを訴える。
- ☐ 歩き方が不自然になる。
- ☐ ずっと座っていられない。
- ☐ 周囲の人の身体を触るようになる。

3 心理的虐待

例えば

- ののしる。怒鳴る。
- こども扱いする。
- 無視する。

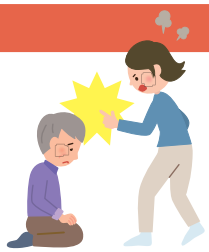

サイン

- ☐ わめく、泣くなどパニック症状を起こす。
- ☐ 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- ☐ 表情が無くなる、無力感、なげやりになる。
- ☐ 過食や拒食が見られる。

4 放棄・放任（ネグレクト）

例えば

- 必要なサービスや医療を受けさせない。
- 十分な食事を与えない。
- いつも同じ服を着ている。
  入浴をさせない。
- 部屋にゴミが散らかっている。

サイン

- ☐ 病気やけがをしても病院に連れて行かない。
- ☐ 極端な体重の減少がみられる、空腹を訴える。
- ☐ 身体から異臭がする。
- ☐ 髪や爪が汚れている。

5 経済的虐待

例えば

- 年金や賃金が本人のために使われていない。
  これらのお金がどのように管理されているか
  本人が知らない。
- 日常生活に必要な金銭を渡さない。
- 本人の同意なしに資産や預貯金を処分・運用する。
- 雇用主が工賃・給料を支払わない。

サイン

- ☐ 預金通帳や年金を家族・他人が管理し、借金返済や遊興費などに使っているように思える。
- ☐ 工賃や年金などでお金があるにも関わらず、サービスの利用料や光熱費などの支払いが滞っている。
- ☐ 空腹の訴えが多く、食事を摂っていないように見える。

国民の誰もが
通報の義務
があります。

※相談窓口についてはP57をご覧ください。

防災

いざという時のために！

警戒レベル4で全員避難!!

［警戒レベル］で避難のタイミングをお伝えします。

市町村から［警戒レベル3、4］が発令された地域にお住まいの方は、速やかに避難してください。

避難に時間を要する方（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の方は、避難の準備を整えましょう。

［警戒レベル5］（市町村が発令）は既に災害が発生している状況です。

洲本市防災ネット

問 消防防災課　☎24-7623　FAX24-1722

洲本市では、市内で地震や台風、火災などの災害が発生したときに、緊急情報を発信する「防災ネット」を運用しています。

携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録すると、緊急情報や緊急気象情報が更新されたことを知らせる「お知らせメール」が随時配信され、いざというときに、迅速な対応を行うことができます。

防災ネットへの登録方法

右の二次元コードを読み取る
→メールの画面が開くので空メールを送る
→ひょうご防災ネットからメールが届く
→メールを開き、利用規約を確認の上、登録のURLを開く
→登録完了

〈以下は広告スペースです〉

届けます安心　めぐみの大地から
淡路日の出農業協同組合
〒656-2131　淡路市志筑3112-14

本　店	TEL 62-6200	北淡支店	TEL 82-1234	御食菜采館	TEL 23-1129
洲本支店	TEL 22-1120	一宮支店	TEL 85-0011	あわじ花さじき産地直売所	
洲本本町店	TEL 23-1130	五色支店	TEL 35-0301		TEL 74-0511
津名支店	TEL 62-0936	自動車センター	TEL 85-2424		
東浦淡路支店	TEL 74-3321	農機センター	TEL 85-2581		

毎日の暮らしの中でのちょっとした心構えの積み重ねが「いざという時」に大きな力になります。

地震の対処法

地震はいつ起こるか分かりません。そのためには、日頃から身を守る心がけをしておきましょう。

地震発生

- 揺れを感じたら、落ち着いて自分の身を守る。
- 揺れがおさまったら、火元を絶つ。
- ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する。

1～2分

- 火元を確認、出火していたら初期消火。
- 家族の安全を確認。
- 靴をはく（ガラスの破片などから足を守る。）。
- 非常持出品を手近に用意する。
- 山・がけ崩れの危険が予想される地域はすぐ避難。

3分

- 隣近所の安全を確認。
- 余震に注意
（大きな地震の後には余震が発生する）。

5分

- ラジオなどで情報を確認。
- 電話はなるべく使わない。
- 家屋倒壊などの恐れがあれば避難の準備をする。

5～10分

- 避難する前に、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす。
- 自宅を離れるときには、行き先を書いたメモを目立つ場所に残す。

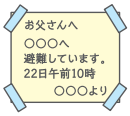

津波発生時の行動

① 地震の大きさで自己判断しない

1896年の明治三陸地震津波では沿岸での震度は3程度でしたが大津波が押し寄せています。津波災害が予想される地域では、小さい揺れでも、揺れを感じなくても、避難を最優先にしましょう。

② 避難に車を使わない

車による避難は渋滞を引き起こし、一刻を争う津波からの避難は危険が伴います。東日本大震災でも、車での避難で渋滞に巻き込まれ、津波で多数の人が命を落としてしまいました。基本的に徒歩で避難しましょう。

③「より早く」・「より遠く」・「より高く」

津波が起こる可能性がある場合は、直ちに高台の方へ避難してください。高台への避難が困難になった場合には、近くの津波避難ビルや高いビルに避難しましょう。

大雨・洪水時の注意

① 大雨・洪水等の警報と注意報について

種類	警戒・注意を呼びかける内容	解説
大雨警報	大雨による地面現象（山崩れ・がけ崩れ等）や浸水により被害が予想される。	これらの注意報・警報は重大な災害が発生しやすいため、最新の気象情報に留意し、避難準備をしてください。
大雨注意報		
洪水警報	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防、ダム等が損傷を受け（破堤、溢水を含む。）浸水による災害が予想される。	
洪水注意報		

② 傾斜地・がけ近くは土砂災害に注意

「小石がパラパラ落ちる」「地面にひび割れができる」「斜面から濁った水が流れでている」等を発見したら注意しましょう。また、避難指示がでたらすぐに避難してください。

洲本市避難行動要支援者名簿登録

洲本市 健康福祉部 福祉課 福祉総務係　☎26-1166

対　象
- 介護保険（被保険者証）… 要介護3以上
- 身体障害者手帳……… 1級又は2級
- 療育手帳……… A1又はA2
- 精神障害者保健福祉手帳… 1級

※上記以外の方でも、実態を踏まえて柔軟に申請を受付けます。

内　容　災害時、一人で避難することが困難な方や、何らかの手助けを必要とする方の名簿を作成しています。名簿は、災害時の避難支援活動に活用します。

※災害時は支援者も被災している場合もあります。
この事業を利用することで必ず支援が受けられるとは限らないことをご理解ください。

ファックスによる災害避難情報の提供について

問 福祉課福祉総務係　☎26-1166　FAX22-1690

災害時において、音声で伝達される防災情報を取得することが困難な聴覚障害者で、予め登録した方に対し、迅速かつ的確に避難できるよう災害避難情報や大規模災害発生時の生活支援情報をファックスで提供します。

対象者　市内在住の聴覚障害者で、ファックスを所有し、災害避難情報等の提供を希望する方

費　用　無料。ただし、ファックスの用紙代など受信に必要な費用は登録者の負担となります。

情報伝達する状況及び主な内容

❶災害により避難が必要なとき
（高齢者等避難、避難指示の発令時）。
❷大津波警報、津波警報が発令されたとき。
❸大規模災害発生時の生活支援情報
（給食・給水、相談窓口の設置等の情報）

※いち早く情報をお届けするため、深夜・早朝の時間帯に配信することがありますので、予めご了承ください。

登録の流れ

❶「災害情報ファックス配信登録申請書」を入手します。
❷必要事項を記入のうえ、市福祉課へファックスを送信してください。
❸市から登録完了のファックスを送信します。

洲本市電子ハザードマップ

問 消防防災課　☎24-7623　FAX24-1722

洲本市では「土砂」「洪水」「津波」「高潮」「ため池」災害ごとの被害想定を示した「洲本市防災ハザードマップ」を作成し、市民の皆さんに配布しています。

いざというときのために、自分たちの住んでいる場所はどのような災害の危険があるのか、普段から確認しておきましょう。

掲載サイト　洲本市電子ハザードマップ　検索

洲本市トップページ（https://www.city.sumoto.lg.jp）
掲載サイトURL：https://www.city.sumoto.lg.jp/safety/hazardMap/flow_01.html

NET119緊急通報システム

問 淡路広域消防事務組合消防本部消防課情報指令係　FAX24-4575　☎24-0119

聴覚や発話等の障害により言語発生による緊急通報が困難な方が、スマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができるシステムです。

※NET119の利用料金は無料ですが、携帯電話・スマートフォンの通信料金（パケット代）は別途必要です。

準備しておきたい非常持出品は？

非常持出品は家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきましょう。災害発生時に最初に持ち出す非常持出品と、災害から復旧するまでの数日間を支える非常備蓄品を分けて用意しておきましょう。

最低限そろえておきたいもの　非常持出品

☐ 懐中電灯

できれば1人にひとつ用意。予備の電池と電球も忘れずに。

☐ 携帯ラジオ

小型で軽く、AMとFMの両方を聞けるものを用意。予備の電池は多めに用意を。

☐ 非常食・水

カンパンや缶詰など、火を通さずに食べられるものを。水はペットボトルが便利。乳幼児がいる場合には粉ミルク、液体ミルクなども忘れずに。

☐ 貴重品

現金、預貯金通帳、マイナンバーカード、運転免許証、印鑑、健康保険証・住民票のコピーなど。

☐ 救急医薬品

キズ薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など。常用薬があれば忘れず用意を。

☐ その他

ヘルメット（防災ずきん）、上着・下着、タオル、軍手、紙の食器、ライター（マッチ）、缶切り、栓抜き、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、ティッシュ、ビニールシート、生理用品、紙おむつやほ乳びんなど

災害時に備えるために　非常備蓄品

☐ 食　品

缶詰やレトルト食品、ドライフーズや栄養補助食品、調味料など。食料は非常食3日分を含む数日分を最低限備蓄しておくように。

☐ 水

飲料水は大人1人当たり、1日3ℓが目安。少なくとも3日分の用意を。ペットボトルのほか、ポリ容器にも水をためておくと便利。

☐ 燃料・その他

卓上コンロや固形燃料、予備のガスボンベのほか、毛布、寝袋、洗面用具、ラップ、使い捨てカイロ、ロープ、バール・スコップなどの工具、マスク、トイレットペーパー、新聞紙、簡易トイレ、予備のめがね、バイク・自転車、ドライシャンプーなどがあると便利。

こんな用意も必要です

☐ 乳幼児のいる家庭で用意するもの

ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄綿、おんぶひも、バスタオル又はベビー毛布、ガーゼ又はハンカチ、バケツ、ビニール袋、石けんなど

☐ 妊婦のいる家庭で用意するもの

脱脂綿、ガーゼ、サラシ、T字帯、洗浄綿及び新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子健康手帳、新聞紙、石けんなど

☐ 要介護者のいる家庭で用意するもの

着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具等の予備、常用薬など

市民みまもりカード

緊急連絡先や、かかりつけ病院などを記載した市民みまもりカードもご活用ください。

詳しくは…P6へ

〈以下は広告スペースです〉

淡路聴覚障害者センター
港 2-26　TEL 0799-24-3850

淡路聴覚障害者相談支援事業所
中川原町中川原 222-2　TEL 090-6208-0942

おのころの家・おのころ屋
中川原町中川原 222-2　TEL 0799-28-0995

特別養護老人ホーム 淡路ふくろうの郷
中川原町中川原 28-1　TEL 0799-25-8550

社会福祉法人
ひょうご聴覚障害者福祉事業協会

サービスの

Aさん

障害者手帳を持っているAさん。このページでは、Aさんが障害福祉サービスを利用するまでの流れを例に、相談からサービス利用までの流れを見ていきましょう。

1

いつも家にいるけど、自分で外出したり、昼間はどこかに通ったりしたい。
将来は一人暮らしもしたいし、誰かに相談したいな。

2

そこで、P56の相談窓口に電話をかけてみました。

自分で外出したり、日中に
通える場所はありますか？
何か支援は受けられますか？

障害者手帳はお持ちですか？
障害福祉サービスが
利用できるかもしれません。
まずは、必要な支援を
一緒に考えましょう。

3

相談窓口で紹介された相談支援事業所（P56）にサービス利用や必要な支援全体についてのプランを作ってもらいました。

色々なサービス
があるんだね！

気持ちよく眠りにつくために

寝る前にリラックスタイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの習慣」を自分なりに工夫してみましょう。

寝る前には刺激を避ける

寝る前には、頭や体を興奮させる刺激を避けましょう。熱いお風呂も、食事も就寝の2時間前までにすませましょう。覚醒作用のあるコーヒーやお茶は5～6時間前から、また、たばこも控えましょう。

眠くなってから床につく

「眠らなければ」と意気込むと、かえって頭が冴えて寝つきを悪くしてしまいます。眠れないときはいったん布団を出てリラックスし、眠くなってからもう一度床につくようにしましょう。

利用について

4

サービスの利用には、受給者証が必要なので申請することにしました。

洲本市福祉課の窓口で受給者証の申請をしました。

認定調査員と面接をして、ふだんの生活のようすなどを話しました。

審査会で審査「障害支援区分」の認定（※）

主治医の意見書（市が病院に依頼します）とともに審査します。

受給者証の発行

申請から1～2か月かかります。

（※）サービスの種類によっては、「障害支援区分」の認定が不要なものもあります。

5

受給者証が届いたので、サービス提供事業者と契約しました。
事業者を選ぶときも、相談支援事業所に相談できました。

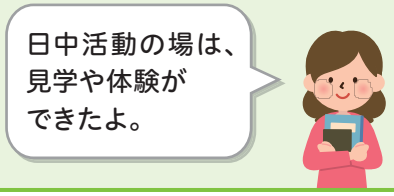

6

日中活動に通ったり、ヘルパーを利用したりして、自分で外出できるようになりました。
また、入浴や家事支援の制度も知って、一人暮らしのイメージができました。

手続きについて

各種手帳の交付

問 福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690

身体障害者手帳 身

身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、次の種類の障害がある方に交付されます。身体障害者福祉法に基づき、県知事の指定した医師の診断書により、兵庫県から交付されます。

◆障害の種類及び程度

- 視覚障害……1級～6級
- 聴覚障害……2級～4級・6級
- 平衡機能障害……3級・5級
- 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害……3級・4級
- 肢体不自由
  （上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）……1級～7級
  ――肢体不自由7級では手帳は交付されません。
- 肢体不自由（体幹）……1級～3級・5級
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の機能の障害……1級・3級・4級
- 肝臓機能障害……1級～4級
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害……1級～4級

詳しくは兵庫県ホームページをご確認ください。

◆交付申請の流れ（新規交付・再交付）

1. 身体障害者手帳の申請は、**必要書類**を添えて**福祉課障害福祉係**に提出してください。

2. 申請後、兵庫県から手帳が福祉課に届きましたら、申請者には福祉課から**郵便**で手帳の交付について**案内**をします。

3. 郵便が届きましたら福祉課に**印鑑等**を持ってお越しください。窓口で手帳をお渡しし、福祉施策の説明をします。

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき。	☐申請書　☐診断書（指定医師記入。） ☐写真（縦4cm×横3cm） ☐マイナンバーカード又は、通知カードと本人確認書類
障害程度変更 障害名追加	障害の程度が変わったとき。 別の障害を追加するとき。	☐申請書　☐診断書（指定医師記入。） ☐写真（縦4cm×横3cm）　☐身体障害者手帳 ☐マイナンバーカード又は、通知カードと本人確認書類
再交付	紛失・破損等されたとき。	☐申請書　☐写真（縦4cm×横3cm） ☐身体障害者手帳 ☐マイナンバーカード又は、通知カードと本人確認書類
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき。	☐申請書　☐身体障害者手帳 ☐マイナンバーカード又は、通知カードと本人確認書類
返　還	再交付を受けたとき。 死亡されたとき。	☐申請書　☐身体障害者手帳

※手帳はお手元に届くまで2か月程度かかります（特に、診断書の内容等について、診断した医師と調整が必要な場合は、3か月以上かかる場合があります。）。

〈以下は広告スペースです〉

障害年金

障害年金は、国の「保険」です。障害年金で少しでも安心して頂くために、申請のお手伝いをしています。うつ病・統合失調症・双極性障害・がん・糖尿病・肝硬変・脳梗塞・脳出血・発達障害・人工透析・人工関節など、ほとんどの病気が対象です。

初回無料面談のご予約を！

☎0798-37-1223

兵庫・大阪障害年金相談センター

<社会保険労務士法人 牧江＆パートナーズ>

〒662-0971 西宮市和上町5番9号 西宮ビル

療育手帳 知

知的障害者（児）が指導・相談や各種の援助を受けるために必要な手帳として、知的障害者更生相談所又はこども家庭センターにおいて知的障害と判定された方に対し、兵庫県より交付されます。

また、発達障害と診断され療育又は日常生活上の支援が必要と認められた方に対しても交付されます（原則B2）。

◆障害の程度

知能測定値、社会性、基本的な生活などを年齢に応じて障害の程度を総合判定するもので、A（重度）・B1（中度）・B2（軽度）に区分されます。

詳しくは兵庫県ホームページをご確認ください。

◆判定機関

県中央こども家庭センター洲本分室
（洲本市塩屋二丁目4-5）
☎26-2075／FAX26-0269

県立知的障害者更生相談所
（神戸市中央区坂口通二丁目1-1 兵庫県福祉センター3階）
☎078-242-0737／FAX078-242-0736

◆交付申請の流れ（新規交付・再交付）

1. 療育手帳の申請は、**必要書類**を添えて**福祉課障害福祉係**に提出してください。
2. 窓口で成育歴や現況をお聞きします。その後、決められた日に、**18歳未満**の方は**中央こども家庭センター洲本分室**へ、**18歳以上**の方は**知的障害者更生相談所**へ、保護者と一緒に行って判定を受けてください。
3. 判定後、兵庫県から手帳が福祉課に届きましたら、申請者には福祉課から**郵便**で手帳の交付について**案内**をします。

4. 郵便が届きましたら福祉課に**印鑑等**を持ってお越しください。窓口で手帳をお渡しし、福祉施策の説明をします。

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき。	☐申請書 ☐相談票 ☐写真（縦4cm×横3cm）
再判定	再判定の時期が来たとき。	☐申請書 ☐相談票 ☐写真（縦4cm×横3cm） ☐療育手帳
再交付	紛失・破損等されたとき。	☐申請書 ☐写真（縦4cm×横3cm） ☐療育手帳
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき。	☐申請書 ☐療育手帳
返　還	再交付を受けたとき。 死亡されたとき。	☐申請書 ☐療育手帳

※手帳は市役所経由で、判定機関での判定後兵庫県が交付しますが、申請から判定まで3～6か月待ちとなっております（予約の状況により変わります）。お手元には判定後1～2か月で届きます。

精神障害者保健福祉手帳 (精)

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、各方面の支援を受け、自立と社会参加を促進するための手助けとなります。

◆障害の程度

手帳の等級には1級～3級があります。手帳の1・2級は障害基礎年金の等級と同程度ですが、3級は障害厚生年金の3級よりも広い範囲とされています。知的障害者は、療育手帳制度の対象となり含まれません。

◆有効期限

手帳の有効期限は2年間です。2年ごとに医師が障害の状態を再認定し、更新する必要があります。

◆審査機関

県立精神保健福祉センター
(神戸市中央区脇浜海岸通一丁目3-2)
☎078-252-4980／FAX078-252-4981

◆交付申請の流れ(新規交付・再交付)

1. 精神障害者保健福祉手帳の申請は、**必要書類**を添えて**福祉課障害福祉係**に提出してください。

2. 申請後、兵庫県から手帳が福祉課に届きましたら、申請者には福祉課から**郵便**で手帳の交付について**案内**をします。

3. 郵便が届きましたら福祉課に**印鑑等**を持ってお越しください。窓口で手帳をお渡しし、福祉施策の説明をします。

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき。	☐申請書　☐診断書(精神障害者保健福祉手帳用) ☐写真(縦4cm×横3cm) ☐マイナンバーカード又は、通知カードと本人確認書類
更新	有効期限の3か月前から。	☐申請書　☐診断書(精神障害者保健福祉手帳用) ☐マイナンバーカード又は、通知カードと本人確認書類
障害程度変更	障害の程度が変わったとき。	☐申請書　☐診断書(精神障害者保健福祉手帳用) ☐精神障害者保健福祉手帳　☐写真(縦4cm×横3cm) ☐マイナンバーカード又は、通知カードと本人確認書類
再交付	紛失・破損等されたとき。	☐申請書　☐写真(縦4cm×横3cm) ☐精神障害者保健福祉手帳 ☐マイナンバーカード又は、通知カードと本人確認書類
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき。	☐申請書　☐精神障害者保健福祉手帳 ☐写真(縦4cm×横3cm) ☐マイナンバーカード又は、通知カードと本人確認書類
返　還	再交付を受けたとき。 死亡されたとき。	☐手帳返還届　☐精神障害者保健福祉手帳

※精神障害を理由に年金を受給している方は、診断書に代えて年金証書等による申請が可能な場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

市の手続きには、マイナンバーと本人確認書類が必要です。

障害者手帳の申請や、サービス利用の申請などにはマイナンバーが必要です。マイナンバーを利用するに当たり、「なりすまし」を防ぐため、市役所では丁寧な本人確認を行います。

「通知カード※」でマイナンバーを証明する場合には、運転免許証など官公署が発行する顔写真付きの本人確認書類を必ず併せてお持ちください。それ以外の場合（健康保険被保険者証、年金手帳など）は、2点必要になります。

マイナンバーカード

もしくは

通知カード※

＋ 本人確認書類

※通知カードは住民票に記載された事項と一致しているものに限ります。

※代理人が申請される場合は、上記の書類の他に「代理権が確認できるもの（委任状、申述書、成年後見人の登記事項証明書など）」と「代理人の本人確認書類」も必要です。

本人確認書類　◎有効期限のあるものは有効期限内のもの。原本をお持ちください。

1点で確認できる書類

- マイナンバーカード※
- 身体障害者手帳（写真付のもの）
- 精神障害者保健福祉手帳（写真付のもの）
- 療育手帳（写真付のもの）　●運転免許証
- 顔写真付きの住民基本台帳カード
- パスポート　●在留カード　など

（○）マイナンバーカード

（×）通知カード

※「通知カード」は本人確認書類としては使用できません。

2点で確認できる書類

- 顔写真の無い住民基本台帳カード
- 健康保険証
- 介護保険証
- 年金手帳、各種年金証書
- 母子健康手帳
- 医療受給者証（子どもの医療証、障害者医療証など）
- 洲本市から送付している書類（1種1点のみ。）
  （障害福祉サービス受給者証、納税通知書、生活保護の決定通知書・受給証明書など）
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 預金通帳、キャッシュカード、学生証、公共料金の通知書（本人名義のもの）（1種1点のみ。）

〈以下は広告スペースです〉

利用できる主なサービス一覧

（他のサービスについては、目次を参照してください。）

サービスの名称	補装具の交付・修理・借受け	日常生活用具の給付	意思疎通支援事業	特別障害者手当の支給	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	障害年金	洲本市福祉年金	兵庫県心身障害者扶養共済制度	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	重度障害者医療費助成事業	
	生活支援			手当等						給付等				
所得制限	◎	◎		◎	◎	◎	△			◎	◎	◎	◎	
手帳の種類 身体	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	
手帳の種類 療育		●		●	●	●	●	●	●				●	
手帳の種類 精神		●		●	●	●	●	●	●			●	●	
手帳の種類 難病	●	●												
掲載ページ	P38	P39	P28	P34	P35	P34	P33	P33	P35	P36	P36	P37	P36	
内容	身体障害を補うための用具の購入・修理費を支給します。	日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。	公共機関の利用や病院の受診などで必要な場合、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	20歳以上で重度の永続する障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。	20歳未満で重度の永続する障害があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。	一定の障害のある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。	初診日に加入していた年金制度や障害等級に応じた年金が支給されます。	心身に障害のある者又はその扶養を行う者に対し、それぞれの更生意欲を助長し、健全な市民生活の維持と福祉の増進に寄与することを目的として、福祉年金を支給するものです。 ※障害年金又は障害福祉年金その他これに準じる年金等を受けている方は対象外となります。	障害のある方を扶養している保護者が、自らの存命中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するものです。	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、指定医療機関で更生医療対象の疾病に対して医療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。	18歳未満で育成医療の対象となる疾病を有する方が、指定医療機関で医療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。	精神疾患のある方が、指定医療機関で継続して受ける通院による精神疾病の治療に対し、医療費の一部を公費で負担します。 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない場合でも、一定の精神疾患のある方は対象です。	一定の障害がある方の医療費を助成します。	

※手帳等級や所得によって利用できない場合もあります。

サービスの名称	手帳の種類					掲載ページ	内容
	所得制限	身体	療育	精神	難病		
その他							
NHK放送受信料の免除 半額		●	●	●		P55	一定の要件に該当する場合は、NHKの放送受信料の半額免除若しくは全額免除が受けられます。
NHK放送受信料の免除 全額	◎	●	●	●		P55	
交通							
自動車改造費助成	◎	●				P53	一定の障害がある方が自ら所有・運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の設置改造について、費用の助成を行います。
運転免許取得費助成	◎	●	●			P53	身体障害者手帳の交付を受けている方の就労等社会活動を促進し、自立更生を図るため、自動車運転免許を取得する場合の費用の一部を助成します。
駐車禁止除外指定車標章の交付		●	●	●		P53	一定の障害がある方のために使用する車両に対して、「駐車禁止除外指定車標章」が交付されます。
国内航空運賃の割引		●	●	●		P53	各社の規定により運賃の割引が受けられます。
有料道路における通行料金割引		●	●			P52	全国の有料道路で、料金の割引が受けられます。
移動手段確保事業助成券	◎	●	●	●		P51	交通機関の利用が困難で、他の移動手段を持たない障害者に対して、路線バス、タクシー等で使える助成券を交付します。
タクシー運賃の割引		●	●			P51	各社の規定により運賃の割引が受けられます。
私鉄・船舶・バス運賃の割引		●	●	●		P51	
JR運賃の割引		●	●			P51	
税の減免							
軽自動車税種別割の減免		●	●	●		P50	一定の要件に該当する障害のある方が日常生活を営むうえで不可欠な自動車等について、軽自動車税種別割の減免を受けられます。
自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免		●	●	●		P50	一定の要件に該当する障害のある方が日常生活を営むうえで不可欠な自動車等について、自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免を受けられます。 ※介護者が運転する場合も対象になる場合があります。
住民税の障害者控除等		●	●	●		P49	障害者手帳を所持している方、又はそれらの方を扶養している方は、所得税・住民税の障害者控除が受けられます。
所得税の障害者控除		●	●	●		P49	

生活支援

障害者総合支援法・児童福祉法の給付・事業

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690

障害福祉サービス

介護給付
障害支援区分が一定以上の方に生活上又は療養上の必要な介護を行います。
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）

訓練等給付
身体機能、生活能力の維持・向上のための支援や就労につながる支援を行います。
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 宿泊型自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害者・児

相談支援

地域相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

計画相談支援
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

障害児相談支援
（指定児童相談支援事業所）
- 障害児支援利用援助
- 継続障害児支援利用援助

地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 声の広報等発送事業
- 手話奉仕員養成研修

補装具

自立支援医療

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

問福祉課障害福祉係 ☎22-3332／FAX22-1690

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

～訪問系サービス～

※事業所については、P60・P61参照

居宅介護 ➡ 介護給付 ◎

障害者等の自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護 ➡ 介護給付 身 知 精 難

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動に困難を有する障害者等で、常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びにその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護 ➡ 介護給付 身 児

視覚障害により、移動に困難を有する障害者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

行動援護 ➡ 介護給付 知 精 児

知的障害又は精神障害により行動に困難を有する障害者等で、常時介護を必要とする方に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援 ➡ 介護給付 ◎

常時介護を必要とする障害者等で、意思疎通を図ることが著しく困難な方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方、並びに知的障害又は精神障害により行動に困難を有する方に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

自立生活援助 ➡ 訓練等給付 身 知 精 難

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者で、理解力や生活力等に不安のある方に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、必要な助言や連絡・調整を行います。

～居住系サービス～

※事業所については、P61参照

施設入所支援 ➡ 介護給付 身 知 精 難

施設に入所している障害者に、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

共同生活援助（グループホーム） ➡ 訓練等給付 身 知 精 難

共同生活の住居に居住している障害者に、地域で共同生活を営むために必要な日常生活上の相談や援助を行います。

～日中活動系サービス～

※事業所については、P60・61参照

療養介護 ➡ 介護給付 身 知 精 難

病院で常時介護を必要とする障害者に、主に昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

生活介護 ➡ 介護給付 身 知 精 難

施設等で常時介護を必要とする障害者に、主に昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

短期入所（ショートステイ）➡ 介護給付

自宅で障害者の介護を行う方の疾病等により、障害者を介護できない場合に、障害者支援施設、児童福祉施設、その他以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

自立訓練（機能訓練）➡ 訓練等給付 身 知 精 難

障害者等に、施設や自宅などにおいて、身体機能や生活能力が高まるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）➡ 訓練等給付 身 知 精 難

障害者等に、自立した生活を営むために必要な訓練や生活全般についての相談及び助言その他の必要な支援を行います。

宿泊型自立訓練 ➡ 訓練等給付 身 知 精 難

障害者等に、居室等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

公衆衛生の豆知識

出典 首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」（https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html）より加工・編集して作成

正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。・時計や指輪は外しておきましょう。

1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります

2 手の甲をのばすようにこすります

3 指先・爪の間を念入りにこすります

4 指の間を洗います

5 親指と手のひらをねじり洗いします

6 手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

就労移行支援 ➡ 訓練等給付 身 知 精 難

就労を希望する65歳未満の障害者で、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

就労継続支援Ａ型（雇用型） ➡ 訓練等給付 身 知 精 難

企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援Ｂ型（非雇用型） ➡ 訓練等給付 身 知 精 難

企業等に雇用されることが困難な方のうち就労継続支援事業等を利用したが企業等の雇用に結びつかない方、その年齢や心身の状態その他の事由により引き続き当該事業所での雇用が困難な方、就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった方その他の企業等に雇用されることが困難な障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労定着支援 ➡ 訓練等給付 身 知 精 難

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用し、一般就労に移行した障害者で、就労に伴う生活面の課題がある方の就労の継続を図るために、企業や自宅等への訪問や、事業所や関係機関との連絡調整等を行い、就労に伴う生活面の課題解決に向けて必要となる支援を行います。

公衆衛生の豆知識

出典 首相官邸ホームページ「ほかの人にうつさないために」（https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html）より加工・編集して作成

正しいマスクの着用

1 鼻と口の両方を確実に覆う

2 ゴムひもを耳にかける

3 隙間がないよう鼻まで覆う

地域相談支援

P56「地域相談」参照

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690

地域移行支援 身 知 精 難

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

地域定着支援 身 知 精 難

自宅において単身等で生活する障害者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

計画相談支援

P56「計画相談」参照

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690

サービス利用支援

障害福祉サービス等を利用しようとする場合に、障害者の心身の状況、その置かれた環境、サービス利用についての意向等をもとに、サービス等利用計画を作成し、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。

継続サービス利用支援

サービスの利用を開始した障害者に対し、サービスの利用状況などを確認し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し等を行います。

高額障害福祉サービス等給付費

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690

高額障害福祉サービス等給付費の支給

同じ世帯に障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合等に、支給の対象となる可能性があります。世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に、超過分の金額が払い戻される制度です。詳しくはお問い合わせください。

新高額障害福祉サービス等給付費

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690

新高額障害福祉サービス等給付費の支給 身 知 精 難

介護給付等によるサービスを60歳から64歳まで利用していた市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方が、65歳から介護保険サービスに移行する場合に、介護保険サービスの利用者負担が軽減される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係

問福祉課障害福祉係 ☎22-3332／FAX22-1690

障害者が65歳以上になったとき、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにある場合は、介護保険サービスを優先して受けることが原則です。

介護保険サービス	⇔	障害福祉サービス
訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護
通所介護	⇔	生活介護 自立訓練
短期入所生活介護	⇔	短期入所

※障害福祉サービスの指定を受けている事業所は、「共生型サービス」として、介護保険の事業所指定を受けやすくする特例があります。

障害者のサービス利用に係る負担上限月額

問福祉課障害福祉係 ☎22-3332／FAX22-1690

介護給付等によるサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス利用料の1割を負担します。また、負担が増えすぎないよう、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額（月額）を設定しています。

区分	利用者世帯の所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯	所得割額160,000円未満（障害児は280,000円未満）	9,300円（障害児4,600円）
		所得割額280,000円未満（20歳未満の施設入所者）	9,300円
一般2		上記以外	37,200円

また、利用者の負担が多くなりすぎないよう、定率負担及び食費等実費負担については、利用者の所得、提供されるサービスの種類などにより、軽減できる場合があります。この場合には、福祉課から対象者にご案内しますので、手続きをしてください。

◆世帯範囲の設定

利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があり、次のとおり定められています。

種別	世帯の範囲
障害者（18歳以上）（施設に入所する18、19歳を除く。）	本人とその配偶者
障害児（18歳未満）（施設に入所する18、19歳を含む。）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

◆補足給付

①入所施設利用者の食費等の負担を軽減します。
　対象者：市民税非課税世帯（生活保護を含む。）の方
②グループホーム利用者の家賃の負担を軽減します。
　対象者：市民税非課税世帯（生活保護を含む。）の方
※減免内容等詳しくは福祉課にお問い合わせください。

地域生活支援事業

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の介護給付サービスや訓練等給付サービスと併せて、障害のある方が地域で自立し生活を送ることができるよう実施するものです。

相談支援事業

※事業所については、P56「委託相談」参照

障害者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、虐待防止や権利擁護のために必要な支援を行います。

意思疎通支援事業 身

問淡路聴覚障害者センター
☎24-3850／FAX26-1175

※P61参照

聴覚障害者や言語機能障害者の公的機関での手続きや通院等に手話通訳者等を派遣します。

日常生活用具給付事業

※P39参照

障害がある方に対し、障害の種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

移動支援事業（ヘルパーによる外出支援） 身 知 精 児

自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援、自立生活や社会参加を促します。
原則として、利用者はサービス利用料の1割を負担します。

事業者名	所在地	電話番号	FAX
アワジケアセンター	洲本市桑間274-1	25-3573	25-3574
洲本市訪問介護事業所（洲本市社会福祉協議会）	洲本市山手二丁目2-26	26-3121	26-0021
いきいき訪問介護事業所	洲本市塩屋一丁目1-17	22-2260	22-2279
虹訪問介護ステーション	洲本市宇原42-2	38-6824	38-6825
ホームケアステーション　ジャック	中川原町三木田331-1	28-0302	28-0301
エシェルケア訪問介護事業所	南あわじ市福良甲143	53-5001	53-5001
やすらぎ訪問介護事業所	南あわじ市神代地頭方943-4	42-7012	42-7043
淡路島ファミリーサポートセンターまあるく	淡路市志筑新島10-3 アルクリオ	70-1472	70-1472
ほのぼのケアセンター・ヘルパー派遣部	淡路市志筑新島6-27	60-3232	60-3201

地域活動支援センター事業 身 知 精

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、障害者の地域生活を支援します。

施設名	所在地	電話番号	FAX
各駅停車	洲本市栄町三丁目1-47	26-1367	26-1367
淡路障害者生活支援センター	洲本市上加茂7	26-0525	26-0526
地域活動支援センターフローラすもと	洲本市鮎屋636	22-5448	22-5446

日中一時支援事業 身 知 精 児

※事業所については、P61参照

障害者(児)を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、障害者(児)の日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減などを図ることを目的とした事業です。
原則として、利用者はサービス利用料の1割を負担します。

施設名	所在地	電話番号	FAX
五色精光園成人寮	五色町広石北847	35-0231	35-0844
五色精光園第2成人寮	五色町下堺1062-3	35-0326	35-0725

成年後見制度利用支援事業 全

問 福祉課障害福祉係 ☎22-3332／FAX22-1690
洲本市地域包括支援センター ☎26-3120／FAX26-0552

◆対象

- 認知症や知的障害、精神障害等の理由により判断能力が乏しいため、自己の財産を管理し、又は処分するには援助が必要であると認められること。
- 本人の配偶者及び2親等内の親族がいないか、又はあっても本人の保護を適切に行うことができないと認められること。
- 本人の福祉を図るため審判請求を行うことが特に必要であると認められること。

◆内容

身寄りがない方等のために、市長が成年後見等の審判請求を行ったり、成年後見人への報酬を助成することで、成年後見制度の利用を支援する事業です。

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等の理由により判断力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。下記の法律行為の支援が受けられます。

①財産管理
本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割協議等、財産に関する契約等についての助言や支援。

②身上監護
介護、福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払など、日常生活にかかわってくる契約等の支援。

〈以下は広告スペースです〉

洲本市社会福祉協議会
権利擁護デスク
成年後見 権利擁護相談
普及・啓発
関係機関 団体との連携
法人後見業務 日常生活自立支援事業
相談無料・秘密厳守
お気軽にご相談下さい!!
〒656-0024 洲本市山手二丁目2-26
洲本市総合福祉会館(やまて会館)内
TEL:0799-26-0022／FAX:0799-26-0021
洲本市社協 検索

船越事務所
司法書士・行政書士
【業務内容】
新築、売買、贈与、相続等の不動産に関する登記
成年後見制度の利用申立手続
会社・法人に関する登記
農地に関する許可申請手続
遺言書、契約書等作成
TEL.0799-23-0086
FAX.0799-23-0087
詳しくは 司法書士 船越 検索

声の広報等発送事業 身

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690

朗読ボランティアのご協力をいただき、「広報すもと」の音声版（声の広報）をデイジー版（CD版）として、ご希望で目の不自由な方などにお届けしています。
また、「市議会だより」もお届けしています。
ご希望の方は、事前に申込みが必要です。

手話奉仕員養成研修 全

問淡路聴覚障害者センター　☎24-3850／FAX26-1175

聴覚障害者に対する理解を深め、手話を中心としたコミュニケーション手段を習得する目的を持ち、洲本市、南あわじ市、淡路市に在住又は勤務地を有する高校生以上で手話の学習経験がない方を対象にしています。

地域生活支援事業のサービス利用に係る負担上限月額

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690

地域生活支援事業によるサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス利用料の1割を負担します。また、負担が増えすぎないよう、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額（月額）を設定しています。

▶地域生活支援事業の対象サービス
- 移動支援
- 日中一時支援

利用者世帯の所得区分	負担上限月額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯	9,300円（障害児4,600円）

※複数事業者を利用している場合は、利用している事業者ごとに負担上限月額まで利用料の支払いをしていただくことになるため、実際に支払った額の合計が負担上限月額を超えることがあります。この超過額の返還については、福祉課から対象者にご案内しますので、手続きをしてください。

◆世帯範囲の設定

利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があり、次のとおり定められています。

種別	世帯の範囲
障害者（18歳以上）	本人とその配偶者
障害児（18歳未満）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害児通所支援

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690　※事業所については、P60参照

児童発達支援 児

児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

放課後等デイサービス 児

通学中の障害児が、授業の終了後、又は休日にサービスを提供する事業所などに通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援 児

保育所など、障害児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

医療型児童発達支援 児

上肢、下肢又は体幹に機能障害のある児童が、医療型児童発達支援センターなどに通い、児童発達支援及び治療を行います。

居宅訪問型児童発達支援 児

障害児通所支援を受けるために外出することが困難な重症心身障害児などの重度の障害児を対象に、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児相談支援

P56「計画相談」参照

問福祉課障害福祉係　22-3332／FAX22-1690

障害児支援利用援助 児

障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画の作成を行います。

継続障害児支援利用援助 児

支給決定されたサービス等の一定期間ごとの状態の把握及び評価を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。

高額障害福祉サービス等

問福祉課障害福祉係　22-3332／FAX22-1690

高額障害福祉サービス等 児

同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合、世帯における1か月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉

障害児のサービス利用に係る負担上限月額

介護給付等によるサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス利用料の1割を負担します。また、負担が増えすぎないよう、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額（月額）を設定しています。

区分	利用者世帯の所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割280,000円未満）	居宅で生活する障害児	4,600円
		20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

◆世帯範囲の設定

利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があり、次のとおり定められています。

種別	世帯の範囲
障害者（18歳以上）（施設に入所する18、19歳を除く。）	本人とその配偶者
障害児（18歳未満）（施設に入所する18、19歳を含む。）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

児童発達支援等の利用者負担が無償化

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

◆無料となるサービス

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- 保育所等訪問支援

◆対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、**「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。**

※利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。
※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きの必要なく、有効期限のある受給者証はそのままご使用いただけます。

ライフステージに応じた一貫した支援

親にとって我が子の発達への気づきや障害受容は、医療、保健、福祉、教育など様々な機関の連携のもとに子どもと親を支えていくことが重要となります。

それらの協議の場として、洲本市つむぐネットワーク会議（洲本市障害児等支援ネットワーク会議）を設置しています。（事務局：福祉課障害福祉係　☎22-3332）

障害のある子どもを生涯にわたって支援

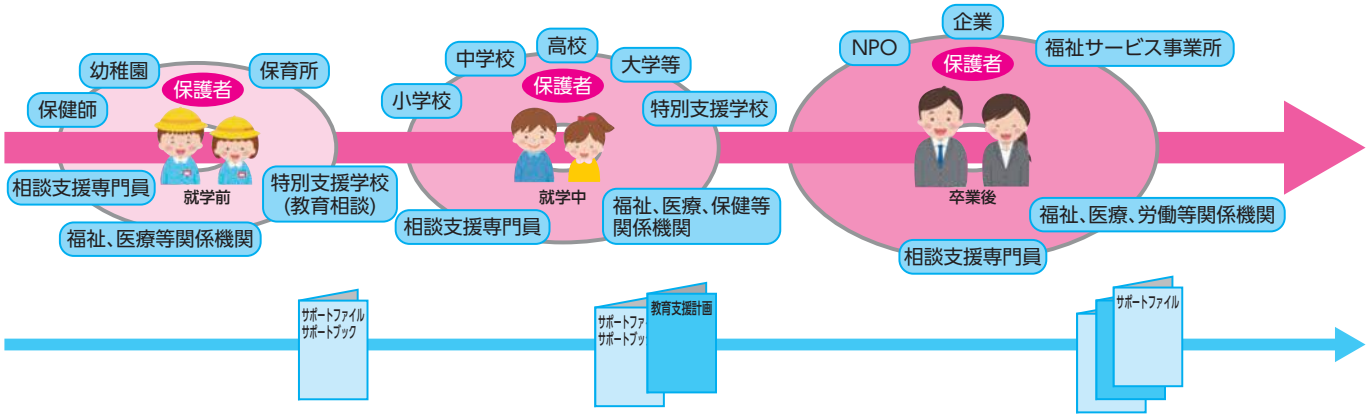

手当等

障害年金

問保険医療課国保年金係　☎24-7637／FAX22-3377
▶国民年金の加入中に初診のある方　▶20歳前に初診のある方
▶被保険者の資格を喪失したあとで60歳以上65歳未満に初診日のある方
年金事務所　年金相談窓口「ねんきんダイヤル」　☎0570-05-1165
（050で始まる電話からは03-6700-1165）
▶第3号被保険者（厚生年金や共済組合などの加入者に扶養されていた配偶者）期間中に初診のある方
▶厚生年金の加入中に初診のある方
各共済組合
▶各共済年金の加入中に初診のある方

公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金等）に加入中の方、又は20歳に到達する前や加入していた方が65歳前に、病気やけがで各年金法上に定める障害程度となったときに支給されます。

対象者	おおむね次の要件のいずれかに該当する方 ①年金加入中に障害の原因となる傷病の初診日がある方 ②20歳前に障害の原因となる傷病の初診日があり、20歳に達した方 ③被保険者の資格を喪失したあとでも、60～65歳未満に初診日がある方 ※③の場合、すでに老齢年金を受給している方は老齢年金との選択になります（国民年金の老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は原則として対象になりません。）。 ※65歳を過ぎて障害者となった方は、原則として対象になりません。 ※このほか保険料の納付要件、所得制限などがあります。
年金額	1級 年額976,125円　2級 年額780,900円　（※令和3年度の額） ※年金額は、法改正により改定される場合があります。 ※障害厚生年金の金額は異なります。 ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。

洲本市福祉年金

問福祉課障害福祉係
☎22-3332／FAX22-1690

心身に障害のある者又はその扶養を行う方に対し、それぞれの更生意欲を助長し、健全な市民生活の維持と福祉の増進に寄与することを目的として、福祉年金を支給するものです。

受給資格者	11月1日において、次のいずれかに該当する方 ▶身体障害者で障害等級が1級から4級までの方 ▶身体障害児で障害等級が1級から4級までのものの扶養を行う方 ▶知的障害者で重度及び中度の方 ▶知的障害児で重度及び中度のものの扶養を行う方 ▶精神障害者で障害等級が1級の方 ※障害年金又は障害福祉年金その他これに準じる年金等を受けている方は対象外となります。
支給額	年額5,000円

特別児童扶養手当

問子ども子育て課
☎22-1333／FAX22-1690

精神又は身体に障害のある児童を監護している父母又は父母に代わって養育している方に対して手当を支給する制度です。手当の申請にあたっては、受給できる障害の程度、所得の制限等ありますので事前に担当までご確認ください。

受給者	20歳未満の児童を養育している保護者
障害程度の目安	〈1級〉 身体障害者手帳1～2級程度の身体障害者又は療育手帳の判定が重度（A）程度の知的障害者又は同程度の精神障害のある方 〈2級〉 身体障害者手帳3級程度及び下肢障害4級の一部の身体障害者又は療育手帳の判定が中度（B1）程度の知的障害者又は同程度の精神障害のある方 ※障害の認定は、指定の特別児童扶養手当認定診断書（障害の内容により様式が異なります。）で行うことを原則とします（一部、診断書を省略し、障害者手帳又は療育手帳の写しで判定できる場合もあります。）。
支給月額	1級手当　52,500円　　2級手当　34,970円
支給月	4月・8月・11月
申請に必要なもの	☐ 認定請求書 ☐ 戸籍謄（抄）本 ☐ 診断書 ☐ 受給者本人名義の振込先金融機関の通帳の写し ☐ マイナンバーカード又は通知カード及び運転免許証等本人確認できる書類
その他	▶所得制限あり。 ▶児童が施設入所の場合は対象外。

※障害程度は目安です。診断書等の審査の結果、非該当となる場合もあります。
※手当は申請をした月の翌月分から支給されます。

特別障害者手当の支給

問福祉課障害福祉係
☎22-3332／FAX22-1690

在宅の障害者のために手当が支給されます。手当の申請にあたっては、受給できる障害の程度、所得の制限等ありますので事前に担当までご確認ください。

受給者	障害者本人
障害程度の目安	在宅の20歳以上の方で、2つ以上の障害が重複、又は重度の障害の状態にあるため（障害の例、視覚、聴覚、両上肢、両下肢、内部、その他の疾患、知的障害、精神障害）日常生活において常時特別の介護を必要とする方
支給月額	27,350円
支給月	2月・5月・8月・11月
申請に必要なもの	☐ 認定請求書 ☐ 認定診断書 ☐ 障害者名義の銀行口座がわかるもの ☐ 身体障害者手帳（お持ちの場合） ☐ 療育手帳（お持ちの場合）
その他	▶所得制限あり。 ▶障害者が施設入所、3か月以上継続入院の場合は対象外。

※障害程度は目安です。診断書等の審査の結果、非該当となる場合もあります。
※手当は申請をした月の翌月分から支給されます。

障害児福祉手当

問 福祉課障害福祉係
22-3332／FAX22-1690

在宅の障害児のために手当が支給されます。手当の申請にあたっては、受給できる障害の程度、所得の制限等ありますので事前に担当までご確認ください。

受給者	障害児本人
障害程度の目安	20歳未満の方で、重度の障害の状態にあるため（障害の例、視覚、聴覚、肢体、内部、その他の疾患、知的障害、精神障害、重複障害）日常生活において常時の介護を必要とする方
支給月額	14,880円
支給月	2月・5月・8月・11月
申請に必要なもの	☐ 認定請求書 ☐ 認定診断書 ☐ 障害児名義の銀行口座がわかるもの ☐ 身体障害者手帳（お持ちの場合） ☐ 療育手帳（お持ちの場合）
その他	▶所得制限あり。 ▶児童が施設入所の場合は対象外。

※障害程度は目安です。診断書等の審査の結果、非該当となる場合もあります。
※手当は申請をした月の翌月分から支給されます。

介護手当の支給

問 福祉課障害福祉係
22-3332／FAX22-1690

対象者	身障手帳1・2級を有する者で、在宅で常時臥床の状態（6か月以上）、又はこれと同等の状態にある障害者（原則65歳未満）を介護する方 ※市民税非課税世帯で、障害福祉サービス及び介護保険サービスを利用していない方 （家族介護手当事業等の介護を理由とする給付金支給対象者は除く。）
支給年額	100,000円
支給月	2月

兵庫県心身障害者扶養共済制度

問 福祉課障害福祉係
22-3332／FAX22-1690

障害のある方を扶養している保護者が、自らの存命中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するものです。

加入者	65歳未満で次の障害者を現に扶養しており、特に疾病や障害がなく健康な状態である方 ①身体障害者（身体障害者手帳1～3級） ②知的障害者 ③精神又は身体に永続的な障害のある方（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①又は②と同程度と認められるもの
掛金額	加入時の年齢により1口につき9,300円～23,300円（所得による減免もあります。）
年金額	1口加入 月額 20,000円 2口加入 月額 40,000円

給付等

重度障害者医療費助成事業

（後期高齢者医療制度に加入している方は、高齢重度障害者医療費助成事業）

問 保険医療課医療係　☎24-7608／FAX22-3377
窓口サービス課（五色庁舎）　☎33-0161／FAX33-0222

重度障害者の方が、病気やけがをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を公費負担します。

対象	次に示す障害の程度の方 1. 障害の程度が1級及び2級の身体障害者 2. 重度（療育手帳A判定）の知的障害者 3. 重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象。）
所得制限	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額235,000円未満） ※指定都市の税率で市町村民税が賦課される場合は、指定都市以外に住所を有する者とみなして算定した所得割額で判断します。
一部負担金	▶通院 1医療機関等あたり1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担 ▶入院 定率1割負担（負担限度額1医療機関月額2,400円（低所得者は1,600円）までの負担）、連続して3か月を超える入院の場合、それに続く4か月目以降の一部負担金は求めません。
申請に必要なもの	☐ 身体障害者手帳（又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ☐ 本人の健康保険証 ☐ 所得課税証明書（本人・配偶者・扶養義務者の方で洲本市以外で所得を申告している場合や、洲本市に転入された場合など） ☐ 本人名義の通帳（高齢重度障害者医療の場合）

自立支援医療

問 福祉課障害福祉係
☎22-3332／FAX22-1690

◆更生医療

治療によって障害の程度を軽くしたり、除去したり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、その医療費の一部を助成します。

対象	18歳以上で、更生医療の給付内容に対応した障害の身体障害者手帳を有している方（所得により、一部給付対象外の場合があります。）
給付内容	人工関節置換術、ペースメーカー植込み術、人工透析療法、腎移植術　など
申請に必要なもの	☐ 申請書　☐ 医師の意見書、健康保険証の写し ☐ 特定疾病療養受給者証の写し（人工透析の場合） ☐ 所得課税証明書（本人・配偶者・扶養義務者の方で洲本市以外で所得を申告している場合や、洲本市に転入された場合など） ☐ 身体障害者手帳

◆育成医療

身体に障害のある児童が、生活能力を得るために必要な治療を指定医療機関で受ける場合、その医療費の一部を助成します。

対象	18歳未満の身体に障害がある、又は将来障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できること（所得により、一部給付対象外の場合があります。）。
申請に必要なもの	☐ 申請書　☐ 医師の意見書、健康保険証の写し ☐ 所得課税証明書（本人・配偶者・扶養義務者の方で洲本市以外で所得を申告している場合や、洲本市に転入された場合など） ☐ 特定疾病療養受給者証の写し（人工透析の場合）

◆精神通院医療

精神に疾患があり、通院治療している方に対して、医療費が助成されます。

診察料・薬代が対象となりますが、処方された薬のうち、風邪薬など、直接精神疾患を治療するもの以外の薬は対象外となります。

対象	精神科領域の病気にかかっていて、精神科、神経科若しくは心療内科などの医療機関に定期的に通院している方（入院治療されている方は対象外となります。） ※精神病、知的障害、精神病質、神経症のうち、心因性精神病若しくは精神病質のうちに属すものを含みます（所得により、一部給付対象外の場合があります。）。
申請に必要なもの	☐ 申請書 ☐ 医師の診断書 ☐ 健康保険証の写し ☐ 所得課税証明書（本人・配偶者・扶養義務者の方で洲本市以外で所得を申告している場合や、洲本市に転入された場合など）

◆自立支援医療費の自己負担上限額

指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて、上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

※自立支援医療費の支給を受けるには、福祉課障害福祉係へ申請が必要です。

利用者の所得区分	自己負担上限額（月額）
生活保護世帯の方	0円
市町村民税非課税世帯で障害者の年収が800,000円以下	2,500円
市町村民税非課税世帯で障害者の年収が800,000円を超える	5,000円
市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が235,000円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が235,000円以上	自立支援医療費支給の対象外。

◆世帯の考え方

自立支援医療でいう世帯とは、実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです。一緒に住んでいる家族でも違う医療保険に入っている場合、ここでは別の世帯として扱います。

介護料の支給

問 自動車事故対策機構兵庫支所
☎078-271-7601／FAX078-271-7603

自動車事故により脳、脊髄等を損傷し、重度の後遺障害を負い、常時又は随時の介護を要するなど一定の要件に該当する被害者に、介護用品の購入等に要する費用が支給されます。

◆支給対象者（支給額）

支給対象者		支給額（月額）
特Ⅰ種	Ⅰ種該当者のうち、一定の要件に該当する方	85,310円～211,530円
Ⅰ種（常時要介護）	自賠法施行令別表第一第1級1号又は2号	72,990円～166,950円
Ⅱ種（随時要介護）	自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号	36,500円～83,480円

※自賠法とは自動車損害賠償保障法のことです。

◆対象となる費用

①訪問看護等在宅介護サービス
②介護用品の購入等（修理を含む。）
③消耗品の購入

補装具の交付・修理・借受け

問 福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690
窓口サービス課（五色庁舎）　☎33-0161／FAX33-0222

身体障害児・者・難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費（購入・修理費）を支給します。

対象者・品目等	身体障害者手帳を持っている方又は難病等の方で、兵庫県の判定を受け、補装具の交付が認められた方（盲人安全杖等一部の補装具を除く。） ※介護保険に該当する品目は、原則として介護保険が優先されます。
所得要件	対象者本人又は世帯員（対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者に限る）のうち市民税所得割の最多納税者の課税額が460,000円以上の場合は、支給対象外のため10割負担となります。
申請に必要なもの	☐ 身体障害者手帳 ☐ 申請書 ☐ 医師の意見書 ☐ 処方箋、見積書等 ※補装具の種類や給付・修理内容により、必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※必ず購入・修理する前に申請してください（申請及び助成決定前に購入・修理した補装具は助成できません。）。
※品目ごとに耐用年数が定められています（例：車椅子6年、補聴器5年）。
耐用年数内は原則として再交付いたしません。詳しくはお問い合わせください。

◆補装具の種類と対象者

補装具名	機能等	対象者
義肢（義手・義足）	手足の機能を補完するための人工的な手足	肢体不自由者・児 難病患者等（者・児）
装具（上肢・下肢・靴形など）	四肢や体幹の機能障害の軽減を目的とする補助用具	
車椅子 （※）	歩行困難な方が移動に利用するもの（普通型・手押し型など）	
電動車椅子 （※）	バッテリーを電源とし、モーターで動く車椅子（普通型・簡易型など）	
座位保持装置		
歩行器 （※）	六輪型、四輪型など歩行を補助するための機器で、安定した姿勢保持と転倒の防止のためのもの	
歩行補助杖 （※）	歩行を補助するもの（松葉杖・多点杖など）	
座位保持椅子	姿勢を保持するのが困難な方が座った体勢を維持するためのもの	肢体不自由児 難病患者等（児）
起立保持具		
排便補助具		
頭部保持具		
盲人安全杖	普通用や携帯用など	視覚障害者・児 難病患者等（者・児）
義眼		
眼鏡	矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡など	
補聴器	ポケット型・耳かけ型・耳あな型などがあり、聴力及び生活状況により、支給できる種類が決まっています。	聴覚障害者・児 難病患者等（者・児）
重度意思伝達装置	手の指先、足、目のまばたきなどでスイッチを操作して、短文の選択や、文字をひろって文章の作成ができる装置	肢体不自由及び音声言語機能障害者・児 難病患者等（者・児）

（※）介護保険に該当する品目

◆補装具費の支給等の自己負担上限額

補装具の交付・修理を受けた場合、原則として、利用者はサービス利用料の1割を負担します。また、負担が増えすぎないよう、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額（月額）を設定しています。

利用者の所得区分	自己負担上限額（月額）
生活保護世帯の方	0円
市町村民税非課税世帯の方	0円
市町村民税課税世帯の方	37,200円

※市町村民税課税世帯で所得割460,000円以上の方がいる場合、補装具にかかる費用は全額自己負担になります。

◆世帯範囲の設定

利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があり、次のとおり定められています。

種別	世帯の範囲
障害者（18歳以上）（施設に入所する18、19歳を除く。）	本人とその配偶者
障害児（18歳未満）（施設に入所する18、19歳を含む。）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

日常生活用具の給付

問 福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690
窓口サービス課（五色庁舎）　☎33-0161／FAX33-0222

在宅で生活する障害児・者・難病患者等の日常生活の向上を図るため、次の用具を給付します。

対象者・品目等	下記の「日常生活用具の種類と対象者」の表を参照 在宅で生活している障害者・児・難病患者等が対象です（品目により在宅でなくても対象となるものもあります。）。 ※介護保険に該当する品目は、原則として介護保険が優先されます。 ※品目ごとに基準額が決まっています。
所得要件	対象者本人又は世帯員（対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者に限る。）のうち市民税所得割の最多納税者の課税額が460,000円以上の場合は、支給対象外のため10割負担となります。
申請に必要なもの	☐ 身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳 のいずれか ☐ 申請書 ☐ 給付を希望する品目の見積書 ※種目によって診断書・意見書等の提出が必要な場合があります。 ※難病等の方は、特定疾患医療受給者証を所持している場合には併せてお持ちください。

※必ず購入する前に申請してください（申請及び助成決定前に購入した用具は助成できません。）。
※品目ごとに耐用年数が定められています。
耐用年数内は原則として再交付いたしません。詳しくは窓口までお問い合わせください。

日常生活用具の種類等は次のページに続く

◆日常生活用具の種類と対象者（障害者手帳所持者）

（※）介護保険に該当する品目

種目	品目	対象者（障害及び程度）	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット（※）	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。）、下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児、重度又は最重度の知的障害者（児）（原則として3歳以上）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器（※）	下肢又は体幹機能障害1級であって、常時介護を要する者（児）（原則として学齢児以上）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者（児）（原則として3歳以上）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者（児）（原則として学齢児以上）	障害者（児）又は介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（児）（原則として3歳以上）	介護者が障害者（児）を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型及び階段昇降機その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児（原則として3歳以上）	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児（原則として学齢児以上）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用	入浴補助用具（※）	下肢又は体幹機能障害者（児）であって、入浴に介助を必要とする者（原則として3歳以上）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として3歳以上）	障害者（児）が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 手すり付きの場合 5,400円増し	8年

種目	品目	対象者（障害及び程度）	性能	基準額	耐用年数
自立生活支援用	頭部保護帽	ア　平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で起立・歩行時に頻繁に転倒する者（児） イ　重度又は最重度の知的障害者（児）でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ウ　精神保健福祉手帳1級の交付を受けている障害者（児）でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、障害者（児）が転倒の際に衝撃から頭部を保護する性能を有するもの A　スポンジ、革が主原料 B　スポンジ、革、プラスチックが主原料	A　15,656円 B　37,852円 （上記価格はオーダーメイドの場合に適用。既製品は上記価格の80%の範囲内の額とする。）	3年
	歩行補助杖（一本杖のみ。）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害者で歩行障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする者（児）	T字状・棒状の杖で、障害者（児）が容易に使用し得るもの A　主体-木材 外装-ニス塗装 B　主体-軽金属 外装-塗装なし。	A　2,266円 B　3,090円 夜光材付きは422円増し（全面夜光材付きは1,236円増し） 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合267円増し	3年
	移動・移乗支援用具　（※）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（児）（原則として3歳以上）	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であること。 ア　障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
	特殊便器	上肢障害2級以上の障害者（児）、重度又は最重度の知的障害者（児）であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（原則として学齢児以上）	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）、重度又は最重度の知的障害者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。ただし、1世帯につき2台を限度とする。	15,500円	8年
	自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者（児）、重度又は最重度の知的障害者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者、重度又は最重度の知的障害者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害者（児）（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	11,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者（児）（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	87,400円	10年

次のページに続く

種目	品目	対象者（障害及び程度）	性能	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（児）（原則として3歳以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上の障害者（児）又は医師の診断によって必要と認められる身体障害者（児）	障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器（両用器を含む。）	呼吸器機能障害3級以上の障害者（児）又は医師の診断によって必要と認められる身体障害者（児）	障害者（児）が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車（身体障害者のみ）	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する者で、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者	障害者が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（児）（視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の者（児）（視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	音声又は触読式で視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	盲人用血圧計	視覚障害2級以上の者（児）（視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	音声又は触読式で視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の障害者（児）であってパソコンの操作が困難な者（原則として学齢児以上）	パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトであって障害者（児）が容易に使用し得るもの 画面の文字や入力内容を音声化するソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ、スキャナー、入力補助用具（大型キーボード、特殊マウス、ジョイスティック、スイッチ等）ただし、機器修理、バージョンアップ、運搬、取付、調整等費用は対象外。	50,000円	5年
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者（児）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害者（児）であって、視力の低下、視野狭窄がある者（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（点筆を含む。） A　標準型 B　携帯用	A　10,400円 B　7,500円	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（児）（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者（児）（原則として学齢児以上）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの A　録音再生機 B　再生専用機	A　85,000円 B　35,000円	6年

種目	品目	対象者（障害及び程度）	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者2級以上の者（児）（原則として学齢児以上）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	視覚障害2級以上の者（原則として学齢児以上）	地上デジタル放送に対応し、視覚障害者が容易に使用し得るもの	29,000円	6年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	13,300円	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（児）（原則として学齢児以上）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機能であり、障害者（児）が容易に使用できるもの（ファックス）	30,000円	5年
	聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（児）（原則として学齢児以上）	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な携帯電話以外の機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの（テレビ電話又はウェブカメラ）	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	音声機能若しくは言語機能障害者であって無喉頭又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者（主に喉頭摘出者を対象とする。）	笛式　呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き講音化するもの	5,150円 気管カニューレ付きは3,193円増し	4年
			電動式　顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き講音化させるもの	72,203円（電池又は充電器含む。）	5年
	点字図書	主に、情報の入手が点字による視覚障害者	点字により作成された図書	点字図書の価格	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具	消化器系　直腸機能障害者で、人工肛門のストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋及び衛生用品とする。	8,858円（月額）	—
		尿路系　膀胱機能障害者で、尿路変更のストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの及び衛生用品とする。	11,639円（月額）	—

次のページに続く

種目	品目	対象者（障害及び程度）	性能	基準額	耐用年数
排泄管理支援用具	紙おむつ等	ア　身体障害者手帳2級以上かつ療育手帳Aである障害者（児）であって、排尿又は排便の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする者（原則として3歳以上） イ　ストマ用装具支給対象者で治療によって軽快の見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらんによりストマ用装具を装着できない者	紙おむつ、洗腸用具、さらし・ガーゼ等衛生用品	12,000円（月額）	—
	収尿器	膀胱機能障害者（児）であって排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストマを造設した者	障害者（児）が容易に使用し得る採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。 ア　男性用 ラテックス製又はゴム製 A　普通型 B　簡易型 イ　女性用 A　普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B　簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付（採尿袋20枚を1組とする。）	ア A　7,931円 B　5,871円 イ A　8,755円 B　6,077円	1年
住宅改修	居宅生活動作補助用具（※）	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（児）（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）（原則として3歳以上）	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ア　手すりの取付け イ　段差の解消 ウ　滑り防止及び移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更 エ　引き戸等への扉の取替え オ　洋式便器等への便器の取替え カ　その他住宅改修に附帯して必要と認められるもの。ただし、階段昇降機、ホームエレベーター等動力により段差を解消する機器を設置する工事並びに新築、増築を伴うものは対象外とする。	200,000円	1人1回限り

（注）乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

〈以下は広告スペースです〉

介護・看護・福祉用具のことなら
当社にお任せください
●看護用品
●福祉用具レンタル 等
●健康食品　●デジタル血圧計
●介護用品　●補聴器　●ベッド・車椅子
前山医療器株式会社
営業／平日 AM8:30～PM7:00
土曜 AM9:30～PM3:00　日曜・祝日 休み
★★★★★ お気軽にご相談下さい ★★★★★
TEL 0799-22-2722
FAX 0799-24-6037
洲本市下加茂2丁目2-55　P 有り

有限会社
ポッポドイ・ケアハウス
・介護用品、福祉用具の販売とレンタルサービス
・住宅改修サービス（手すりの取付、など）・補聴器販売、・紙おむつ、パンツ、パッド類宅配サービス
東浦本店　（日/祝日定休日）
洲本店　（土、日/祝日定休日）
【東浦本店】9:00～18:00 淡路市久留麻2048-15
TEL：0799-74-3877
【洲本店】9:30～17:00 洲本市本町6丁目3-15
TEL：0799-53-6080

◆日常生活用具の種類と対象者（難病患者）

（※）介護保険に該当する品目

品目	対象者（障害及び程度）	性能	基準額	耐用年数
便器　（※）	常時介助を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 手すり付の場合5,400円増し	8年
特殊マット（※）	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
特殊寝台（※）	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
特殊尿器（※）	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
体位変換器（※）	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
入浴補助用具　（※）	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
歩行支援用具　（※）	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
移動用リフト（※）	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
居宅生活動作補助用具（※）	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ア　手すりの取付け　イ　段差の解消 ウ　滑り防止及び移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更 エ　引き戸等への扉の取替え オ　洋式便器等への便器の取替え カ　その他住宅改修に附帯して必要と認められるもの。ただし、階段昇降機、ホームエレベーター等動力により段差を解消する機器を設置する工事並びに新築、増築を伴うものは対象外とする。	200,000円	1人1回限り

次のページに続く

〈以下は広告スペースです〉

福祉用具レンタル
販売・住宅改修

株式会社トーカイ
淡路営業所
指定事業所番号 2871601049
〒656-2132
兵庫県淡路市志筑新島 10 番地 7
TEL.0799-62-2188 FAX.0799-62-2199
老後マルマル 0120-006500
https://www.tokai-corp.com/

品目	対象者（障害及び程度）	性能	基準額	耐用年数
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装置が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年

◆日常生活用具の給付等の自己負担上限額

日常生活用具の給付を受けた場合、原則として、利用者はサービス利用料の1割を負担します。また、負担が増えすぎないよう、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額（月額）を設定しています。

利用者の所得区分	自己負担上限額（月額）
生活保護世帯の方	0円
市町村民税非課税世帯の方	0円
市町村民税課税世帯の方	37,200円

※市町村民税課税世帯で所得割460,000円以上の方がいる場合、日常生活用具にかかる費用は全額自己負担になります。

◆世帯範囲の設定

利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があり、次のとおり定められています。

種別	世帯の範囲
障害者（18歳以上）（施設に入所する18、19歳を除く。）	本人とその配偶者
障害児（18歳未満）（施設に入所する18、19歳を含む。）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

いきいき住宅助成事業

問介護福祉課
☎22-9333／FAX26-0552

日常生活を営む上で支障がある高齢者及び障害者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように既存住宅の改造に要する経費を助成する制度です。

◆対象世帯

（ア）身体障害者手帳の交付を受け、日常生活に支障のある方
（イ）療育手帳の交付を受け、日常生活に支障のある方
（ウ）介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者
※市税等の滞納がある場合は対象外。
※世帯階層区分（課税所得による。）に該当しない場合は対象外。

◆助成対象経費

住まいの浴室、便所、台所等で、住まいの改良相談員が必要と認める改造に要する工事経費

◆助成額

一世帯につき必要と認める改造に要する対象経費の額と、600,000円を比較して少ない方の額から、介護保険制度又は日常生活用具給付事業の住宅改修費限度額等を控除した額に、世帯階層区分（課税所得による。）に応じた助成率を乗じて得た額とします。介護保険制度、日常生活用具給付事業等が優先となっています。
※助成は、一世帯一回限りで、介護保険制度又は日常生活用具給付事業等の初回利用時のみ対象。

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成制度

問 福祉課障害福祉係
☎22-3332／FAX22-1690

洲本市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発育を支援するため、補聴器購入費等の一部を助成します。

【留意事項】

▶耐用年数が経過するまでは、原則として同一補聴器などの再交付はできません。

▶購入後に申請を受け付けることはできませんので、必ず事前に福祉課障害福祉係までご相談ください。

◆対象者

次のすべてを満たしている方が対象となります。

(1) 対象児童の保護者が洲本市内に住所を有していること。
(2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
(3) 両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
(4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること。
(5) 保護者等の市民税所得割税額が235,000円未満（世帯合算あり。）であること。

◆申請に必要なもの

- ☐ 申請書
- ☐ 指定自立支援医療機関の医師が作成した意見書
- ☐ 補聴器の見積書
- ☐ 前居住地の市町村から交付を受けた所得証明書等（助成対象児の属する世帯員のうち転入された方のみ。）

◆助成額

項目	型式	1台（一式）当たりの助成額	補聴器に含まれるもの	耐用年数
補聴器購入費	ポケット型	40,000円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 耳あて（イヤモールド：必要とする場合）	5年
	耳かけ型			
	耳あな型（レディメイド）			
	骨導式ポケット型		(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 骨導レシーバー (3) ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	100,000円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 平面レンズ	
	耳あな型（オーダーメイド）		補聴器本体（電池を含む。）	
補聴システム購入費	FM補聴システム（一式）（ロジャーシステム含む。）	100,000円	(1) 送信機（充電池を含む。） (2) 受信機	

項目	型式	1個当たりの助成額	耐用年数
耳あて等交換費	耳あて（イヤモールド）	6,000円	3か月

注）助成金は販売事業者に支払います。
補聴器等の購入にあたって、助成額を超える費用は自己負担となります。

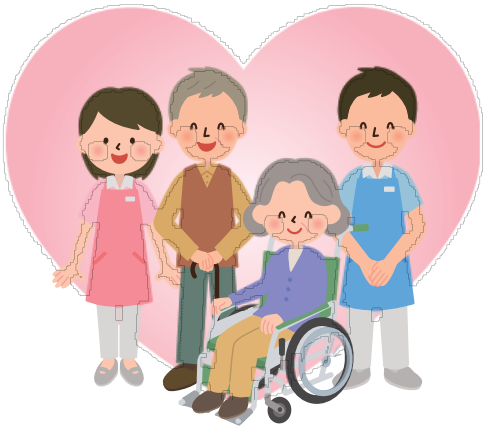

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

問福祉課障害福祉係
☎22-3332／FAX22-1690

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる方に対し、日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

【留意事項】

▶必ず購入する前に申請してください（申請及び助成決定前に購入した用具は助成できません。）。
▶給付の対象となる用具や申請方法等、詳しくは窓口までお問い合わせください。
▶世帯の所得に応じた自己負担があります。

◆対象者

次のすべてを満たしている方が対象となります。

(1) 洲本市に住所を有する方
(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている方（医療受給者証をお持ちの方）
(3) 児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費助成制度を除く）及び障害者総合支援法による施策の対象にならない方

労働者災害補償保険

問淡路労働基準監督署
☎22-2591／FAX22-2536

業務上又は通勤上の災害によって障害が残った場合、労働者災害補償保険（労災保険）による給付が行われます。

保険給付の種類		こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
障害（補償）給付	障害（補償）年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第1級　313日分 第2級　277日分 第3級　245日分 第4級　213日分 第5級　184日分 第6級　156日分 第7級　131日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、3,420,000円から1,590,000円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害（補償）一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第8級　503日分 第9級　391日分 第10級　302日分 第11級　223日分 第12級　156日分 第13級　101日分 第14級　56日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、650,000円から80,000円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
傷病（補償）年金		業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当するとき。 (1) 傷病が治癒（症状固定）していないこと。 (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級　313日分 第2級　277日分 第3級　245日分	（傷病特別支給金） 障害の程度により1,140,000円から1,000,000円までの一時金 （傷病特別年金） 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金

税の減免

▶障害者控除の対象者：身体障害者3～6級、療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳2～3級
▶特別障害者控除の対象者：身体障害者1～2級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳1級

所得税

問洲本税務署　☎24-1212

障害者控除（本人、配偶者又は扶養親族が心身障害者の場合）	所得控除　270,000円
特別障害者控除（上記の障害者が重度である場合）	所得控除　400,000円
扶養親族が同居の特別障害者である場合	所得控除　750,000円

住民税

問税務課市民税係
☎24-7603／FAX22-3900

障害者控除	所得控除　260,000円
特別障害者控除	所得控除　300,000円
前年の合計所得金額が1,350,000円以下の障害者	非課税
扶養親族が同居の特別障害者である場合	所得控除　530,000円

相続税

問洲本税務署　☎24-1212

相続人が障害者である場合	相続人が85歳になるまでの1年につき100,000円
相続人が特別障害者である場合	相続人が85歳になるまでの1年につき200,000円

マル優（非課税貯蓄制度）

問各金融機関

預金や、公債（国債、地方債）などの元本3,500,000円までの利子に対する所得税と住民税を非課税にできる制度です。

自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免

問洲本県税事務所
☎26-2032／FAX24-3584

身体等に障害のある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

◆減免の対象となる自動車

障害のある方（以下「障害者」）の移動手段としてもっぱら継続的に使用される次に掲げる自動車が対象となります。
なお、減免できる自動車は障害者1人に対して軽自動車も含めて1台までで、運転者が重複しない場合に限ります。
①障害者又はその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有し、運転する自動車
②障害者のみの世帯の方が取得又は所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

◆減免の対象となる障害の範囲

①身体障害者手帳の交付を受けている

障害の区分		障害の級別
下肢不自由		1級～6級
体幹不自由		1級～3級、5級
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級～4級
平衡機能障害		3級、5級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級～6級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～6級
	移動機能	1級～6級
内部機能障害		1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級

②知的障害のある方
▶療育手帳の交付を受けている方
▶知的障害者更生相談所又は児童相談所の交付する判定書により知的障害があると判定された方

③精神に障害のある方
▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
▶精神保健指定医又は精神科医の診断書により精神に障害があると診断された方

※戦傷病者手帳の交付を受けている方も減免を受けられる場合があります。
※詳しくはお問い合わせください。

軽自動車税種別割の減免

問税務課市民税係
☎24-7603／FAX22-3900

自動車税種別割と同様に、軽自動車税種別割についても一定の要件に当てはまるものは、申請により減免を受けることができます。

対象者	自動車税種別割の減免の対象とほぼ同じ内容ですが、詳細について担当までお問い合わせください。
申請に必要なもの	☐障害者手帳　☐運転される方の運転免許証　☐車の名義の方の印鑑

交通

ＪＲ運賃の割引

問 ＪＲの各窓口

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は、運賃の割引が適用されます。
※介護者にも割引が適用される場合があります。
※「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の第1種・第2種によって、取扱が異なります。
対象要件、割引条件、購入方法等はJR各社窓口にお問い合わせください。

私鉄・船舶・バス運賃の割引

会社ごとに割引の取扱が違いますので、各社窓口にお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

タクシー料金が10％割引になります。取扱については、各社窓口にお問い合わせください。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

移動手段確保事業助成券

問 福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690
窓口サービス課（五色庁舎）　☎33-0161／FAX33-0222

交通機関の利用が困難で、他の移動手段を持たない障害者に対して、路線バス、タクシー等で使える助成券を交付します。

◆対象者

次の要件を全て満たす方
①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
②障害者本人の所得税又は市町村民税が非課税である方（18歳未満の障害児については、同一の世帯に属する方が非課税）
③在宅である方（施設入所していない。入院していない。）
④自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方

◆助成券交付枚数（年間）

200円券：60枚、500円券：48枚
※申請月に応じて交付枚数は変わります。

◆申請に必要なもの

☐ 障害者手帳

◆利用できる事業者

市と契約しているタクシー会社、路線バス及び上灘線コミュニティバス、五色地域コミュニティバス

	事業者名	所在地	電話番号	FAX番号
路線バス コミバス	淡路交通	洲本市宇山一丁目4-39	22-3121	22-3125
	洲本観光タクシー	洲本市桑間180-3	24-5151	22-4565
	本四海峡バス	神戸市中央区海岸通二丁目2-3 サンエービル西館3F	078-393-0100	－
タクシー	清水タクシー	洲本市栄町二丁目1-24	22-9600	22-0796
	洲本タクシー	洲本市大野999-1	22-1261	22-3371
	洲本観光タクシー	洲本市桑間180-3	24-5151	22-4565

福祉有償運送事業

問福祉課福祉総務係
☎26-1166／FAX22-1690

◆福祉有償運送

NPO法人等が、要介護者や身体障害者など、公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、営利とは認められない範囲の料金で自家用自動車を使用して行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

◆利用対象者

次のいずれかに該当し、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、1人でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方

- ▶身体障害者手帳の交付を受けている方
- ▶要介護認定を受けている方
- ▶要支援認定を受けている方
- ▶その他、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む。）のある方

◆利用方法

あらかじめ事業を実施している事業者への登録が必要です。
各事業者への登録方法やサービス内容、料金などは、下記事業所にお尋ねください。

事業者名	所在地	連絡先
特定非営利法人 うんぱんまん	桑間291-1	090-9098-1141
社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会 （別途、介護福祉課へ外出支援事業の申請が必要です。）	山手二丁目2-26	26-0022
一般社団法人 歩笑夢（ぽえむ）	安乎町平安浦441	28-1688
高齢者生協ケアステーション ひだまり	五色町都志253	33-0128

有料道路における通行料金割引

問福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690
窓口サービス課（五色庁舎）　☎33-0161／FAX33-0222
有料道路ETC割引登録係　☎045-477-1233

有料道路の通行料金が半額になります。※事前に登録手続きが必要です。

対象者	①身体障害者手帳又は療育手帳の第1種の方 ②身体障害者手帳の第2種の方（障害のある方が運転する場合に限ります。） ※営業用車両等での手続きはできません。
申請に必要なもの	①身体障害者手帳第1種の方又は療育手帳Aの方 ☑ 身体障害者手帳又は療育手帳 ☑ 車検証 ②身体障害者手帳第2種の方（本人運転に限ります。） ☑ 身体障害者手帳 ☑ 車検証（本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等の名義） ☑ 本人の運転免許証 ※ETCをご利用になる場合は、上記のほかに障害者本人の名義（未成年の方は、保護者名義でも可。）のETCカード、車載器セットアップ申込書・証明書をご持参ください。

国内航空運賃の割引

問 各航空会社の航空券販売窓口

国内航空運賃の割引が適用されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

介護者への割引や年齢要件等の詳細については、各社窓口にお問い合わせください。

駐車禁止除外指定車標章の交付

問 洲本警察署 ☎22-0110

心身に障害を持ち、移動が困難な方が自分で運転又は同乗している自動車については、公安委員会の駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた場合、駐車禁止規制の対象から除外されることがあります。

対象者	▶身体障害者手帳の交付を受けている方で、視覚4級以上、聴覚2級及び3級、上肢2級以上、下肢4級以上、体幹3級以上、内部障害4級以上（ただし、ぼうこう・直腸機能障害及び肝臓機能障害については3級以上）に該当する方 ▶療育手帳の交付を受けている方で、重度（A判定）に該当する方 ▶精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
申請に必要なもの	☐ 障害者手帳　☐ 印鑑　（☐ 車を限定する場合は自動車車検証）

自動車改造費助成

問 福祉課障害福祉係 ☎22-3332／FAX22-1690
窓口サービス課（五色庁舎） ☎33-0161／FAX33-0222

身体障害者手帳の交付を受けている方が、就労等に伴い、自動車を取得し操向装置及び駆動装置などを改造する場合に費用の一部を助成します。※事前に申請が必要です。

対象者	市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている方で、自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加の促進が見込まれる方 ※所得制限、その他要件あり。
助成額	改造の経費、ただし、100,000円を上限とする。

運転免許取得費助成

問 福祉課障害福祉係 ☎22-3332／FAX22-1690
窓口サービス課（五色庁舎） ☎33-0161／FAX33-0222

身体障害者手帳の交付を受けている方の就労等社会活動を促進し、自立更生を図るため、自動車運転免許を取得する場合の費用の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳を所持し、新規に免許を取得した方で市内に1年以上居住している方（取得後1か月以内に申請） ※所得制限、その他要件あり。
助成額	免許取得に要した費用の2/3以内、ただし100,000円を上限とする。

兵庫ゆずりあい駐車場制度

問 福祉課福祉総務係 ☎26-1166／FAX22-1690
洲本健康福祉事務所 監査・福祉課 ☎26-2054／FAX22-3345

障害のある方など向けの駐車場枠を適正にご利用いただくために「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付。

対象者	▶歩行が困難で、以下に該当する方 身体障害者手帳の交付を受けている方で、視覚・免疫機能障害、肝臓（4級以上）、聴覚（2・3級）、平衡機能（3・5級）、上肢（1・2級）、下肢（6級以上）、体幹（1・2・3・5級）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸（1・3・4級） ▶療育手帳A判定の交付を受けた方 ▶精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方

その他

生活福祉資金の貸付

問 洲本市社会福祉協議会
☎26-0022／FAX26-0021

福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金（保証人なしの場合…利子 年1.5％　保証人ありの場合…無利子）
※貸付については、貸付条件、限度額等の制限あり。

交通遺児等生活資金無利子貸付

問 自動車事故対策機構兵庫支所
☎078-271-7601／FAX078-271-7603

自動車事故により死亡又は重度の後遺症が残った方の子どもの健全な育成を図るため、生活状況が困窮している家庭の、中学卒業までの子どもを対象に、生活資金の無利子貸付が実施されています。

貸付資格種別	貸付額	備考
一時金	155,000円	
毎月	10,000円又は20,000円（選択制）	1月・4月・7月・10月に各3か月分を貸付
入学支度金	44,000円	希望者のみ貸付（小・中学校入学時）

◆生活状況が困窮していると認められる場合

貸付種別	対象者
後遺障害保険金一部立替貸付	後遺障害に係わる自賠責保険金（共済金）の支払いを受けるべき方（自動車事故被害者）で、生活困窮となっている方
保障金一部立替貸付	政府の保障事業の保障金の支払いを受けるべき方（自動車事故被害者）で、生活困窮となっている方
不履行判決等貸付	自賠責保険金等の支払いを受けており、かつ、損害賠償について債務名義を得ていながらその弁済を受けることができないため、生活困窮となっている方

◆生活状況要件

①生活保護受給、若しくは生活保護を必要とする状態
②所得税非課税
③市民税非課税
④市民税均等割のみ課税
⑤国民年金保険料免除
⑥児童扶養手当受給
⑦生活福祉資金借入
⑧就学援助受給

青い鳥郵便葉書無償配布

問 郵便局

身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方：一人につき20枚

電話番号案内料の免除

NTT104番の番号案内を利用する際、無料となります。
※ふれあい案内の登録（0120-104-174）が必要。
※月曜日～金曜日　午前9時～午後5時（祝日・年末年始除く。）

対象	①身体障害者手帳の交付を受けている方 ▶視覚障害　1～6級 ▶肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1、2級 ②療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※他に、戦傷病者手帳をお持ちの一部の方も対象になります。

電話リレーサービス

問 一般財団法人　日本財団電話リレーサービス
☎03-6275-0910／FAX03-6275-0913

聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方（個人だけでなく企業や自治体、医療機関、緊急通報受理機関等を含む）を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。
電話リレーサービスのご利用を希望される方は、総務大臣指定電話リレーサービス提供機関（（一財）日本財団電話リレーサービス）へお問い合わせください。

ＮＨＫ放送受信料の免除

問 福祉課障害福祉係　☎22-3332／FAX22-1690
ＮＨＫ神戸放送局　☎078-252-5050

ＮＨＫ放送受信料の全額又は半額が免除されます。

対象者	**◆全額免除** 身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、又は、それに準じる障害がある方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員の方が市町村民税（住民税）非課税の場合 **◆半額免除** 視覚障害のある方、聴覚障害のある方又は、重度の障害（身体障害者手帳1～2級、重度の知的障害と判定された方、精神障害者保健福祉手帳1級）のある方が世帯主で受信契約者の場合
申請に必要なもの	☐ 障害者手帳 ☐ 印鑑

ケーブルテレビ月額利用料金

問 広報情報課　☎22-3339／FAX23-9540
窓口サービス課（五色庁舎）　☎33-0161／FAX33-0222

ケーブルテレビの利用料金が全額又は半額が免除されます。

対象者	**◆全額免除** ▶市民税が非課税（世帯全員）で、障害程度が1、2級の身体障害者を有する世帯（世帯員のうち70歳以上は所得割が非課税であれば可。） ▶障害程度が1・2級の視覚、聴覚障害者を有する世帯 ▶市民税が非課税（世帯全員）で、A判定の知的障害者を有する世帯、又は1級の精神障害者を有する世帯（世帯員のうち70歳以上は所得割が非課税であれば可。） **◆半額免除** ▶障害程度が3級～6級までの視覚、聴覚障害者が世帯主の世帯 ▶障害程度が1級、2級の身体障害者が世帯主の世帯 ▶A判定の知的障害者又は1級の精神障害者が世帯主の世帯 ▶障害の程度が特別項症から第4款症までの戦傷病者が世帯主の世帯

携帯電話基本使用料等

問 各携帯会社のお客様センター等

携帯電話の基本使用料等が割引となります（各携帯会社により、割引内容等が異なります。）。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

ヘルプマーク・ヘルプカード

問 福祉課福祉総務係　☎26-1166／FAX22-1690
窓口サービス課（五色庁舎）　☎33-0161／FAX33-0222

内部障害・難病など外見から援助や配慮が必要とわかりにくい方が、周囲に認識してもらいやすいよう身につけるもの（交付にあたり手帳等の提示や写しの添付は必要ありません。）。
交付は、福祉課、健康増進課、五色庁舎、由良支所で行っています。

冊子「電話お願い手帳」の配布について

NTTグループが耳や言葉が不自由な方へ、冊子「電話お願い手帳」を無料でお配りしています。ご希望の方は福祉課まで。
また、冊子版の使い勝手をそのままに、お手持ちのスマートフォンでご利用いただける便利なアプリ版もありますので、ご利用ください。

iPhone　Android

◆掲載サイトURL
https://www.ntt-west.co.jp/kouken/torikumi/denwaonegai_web/

◆冊子配布場所
福祉課　☎22-3332／FAX22-1690

◆問い合わせ
NTTふれあいファクス（関西）　FAX0120-409199

相談窓口

相談窓口は、その相談内容により異なりますので、該当する窓口を選ぶ必要がありますが、不明な場合は、福祉課にお問い合わせください。

相談支援事業所（令和3年4月1日現在）

全

地域の障害者等の福祉に関する相談に応じて障害者、障害児等の保護者又は障害者等の介護を行う方に必要な情報提供及び助言を行い、市や障害福祉サービス事業所等との連絡調整、その他便宜を供与します。
※各事業所への来所相談は、各事業所に、事前に電話予約をお願いいたします。

淡路障害者生活支援センター
委託相談　地域相談　計画相談（成人・児童）
上加茂7
☎26-0525／FAX26-0526
【営業日】年中無休
【営業時間】9:00～17:15

淡路聴覚障害者相談支援事業所
地域相談　計画相談（成人・児童）
中川原町中川原222-2
☎090-6208-0942／FAX28-0992
【営業日】月～金
【営業時間】8:30～17:30

身体障害者生活支援センター フローラすもと
委託相談　地域相談　計画相談（成人・児童）　医療的ケア児等コーディネーター配置
鮎屋636
☎22-5448／FAX22-5446
【営業日】水・日休み
【営業時間】8:30～17:30

みんないっしょ
計画相談（成人・児童）
納231-8
☎24-5035／FAX53-9070
【営業日】月～金
【営業時間】9:00～18:00

五色精光園相談支援事業所
委託相談　地域相談　計画相談（成人・児童）
下加茂一丁目6-6
☎38-6181／FAX38-6182
【営業日】月～金
【営業時間】8:45～17:30

在宅介護支援センター五色園
計画相談（成人）
五色町鳥飼浦2277-3
☎34-0550／FAX34-0820
【営業日】月・水・金
【営業時間】10:00～16:00

洲本市社会福祉協議会 相談支援事業所
委託相談　計画相談（成人・児童）
山手二丁目2-26（洲本市総合福祉会館内）
☎26-0022／FAX26-0021
【営業日】月～金
【営業時間】8:30～17:15

心と体のリラクゼーション法

リラックス呼吸法
簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。
口を軽くあけて、ハァーとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハァーと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。

アロマセラピーを利用してみよう
アロマセラピーとは、植物の精油で、主にその香りをかぐことで健康に導くというもの。自分の好きな香りの精油をベースオイルで薄めてマッサージしたり、アロマポットに数滴垂らし、温めて香りを楽しみましょう。

【対象者凡例】 身身体障害者 知知的障害者 精精神障害者 難難病患者 児障害児 他その他 ◎その他以外の全て 全全て

洲本市障害者基幹相談支援センター 全

問福祉課障害福祉係 ☎22-3332／FAX22-1690

◆対象

市内在住の方

◆内容

障害のある方が安心して暮らしていけるよう相談支援事業所や関係機関と連携し地域における相談支援の中核的な役割を担います。

◆相談時間

平日　午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始除く。）

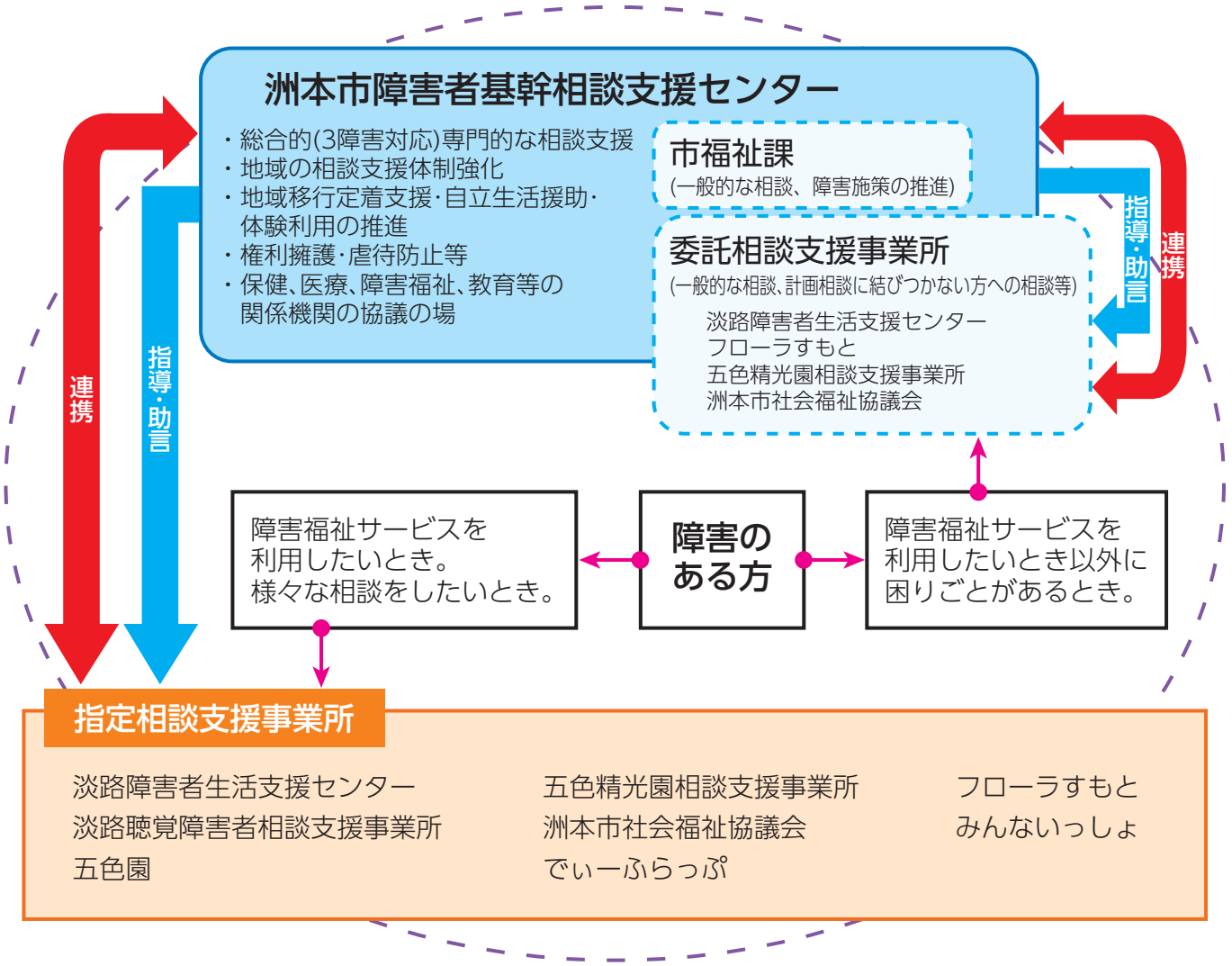

障害者への差別や虐待に関する相談 全

問福祉課障害福祉係 ☎22-3332／FAX22-1690

◆対象

市内在住の方。身体・知的・精神障害（発達障害を含む。）、そのほか心や体のはたらきに障害がある方や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難な状態にある方。

◆内容

障害を理由に差別された等、困ったことがあったら、窓口にご相談ください。また、障害者への虐待は特定の場所で起こるものではありません。虐待を受けている障害者やそれに気づいた方の通報は匿名でも受け付けます。困ったり発見したときは、窓口にご相談ください。

◆相談時間

平日　午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始除く。）

洲本市地域包括支援センター

全

問 洲本市地域包括支援センター（本庁舎）　☎26-3120／FAX26-0552
（五色庁舎）　☎33-1924／FAX33-1925

◆対象

市内在住の方

◆内容

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある自立したその人らしい生活を継続できるよう支援することを目的として設置されています。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となり、高齢者への総合的な支援・業務を行っています。

◆相談時間

平日　午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始除く。）
（電話は24時間対応）

洲本市社会福祉協議会

全

問 洲本市社会福祉協議会（本部　洲本支部）　☎26-0022／FAX26-0021
（　　五色支部）　☎35-1166／FAX35-1167

◆対象

市内在住の方

◆内容

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で社会福祉法に基づき、設置されています。

高齢者や障害者の在宅生活を支援するための事業やさまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

◆相談時間

平日　午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始除く。）

淡路障害者就業・生活支援センター

全

問 淡路障害者就業・生活支援センター　☎38-6181／FAX38-6182

◆対象

淡路島内に、在住の方、在勤の方

◆内容

就労支援を必要とする障害のある方に対し、「就業及び、それに伴う生活上の支援」を身近な地域で一体的に行います。就業についての相談を希望される方、支援を受けて就職を目指したい方等の相談を受け付けています。就職後は職場訪問及び在職者定着交流会による就労定着支援、就業に伴う生活課題等個別の相談支援に取り組んでいます。

事業主の方からは、雇用に関する相談を受け付け、ハローワークと連携して雇用の啓発促進に取り組んでいます。

◆相談時間

平日　午前8時45分～午後5時30分（土日祝日、年末年始除く。）

【対象者凡例】 身身体障害者 知知的障害者 精精神障害者 難難病患者 児障害児 他その他 ◎その他以外の全て 全全て

民生委員・児童委員 全

問福祉課福祉総務係 ☎26-1166／FAX22-1690

◆対象
市内在住の方

◆内容
厚生労働大臣から委嘱を受け、担当区域内の児童・障害者・高齢者等の諸問題についての相談を受け、関係機関へつなぐ等の支援を行っています。

生活困窮者自立支援相談 全

問福祉課保護係 ☎22-3332／FAX22-1690

◆対象
市内在住の方

◆内容
失業等により経済的な問題で生活に困っている、働くことに不安を抱えている、住居を失うおそれがある（又は喪失した。）、生活や就職の問題を抱えている等の理由で生活困窮に陥っている方々に、就労相談や他機関との連携による各種制度の活用に向けた支援を行います。

事業名	内容
自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成。
住居確保給付金	離職（2年以内）により住宅を失った、又はそのおそれが高い生活困窮者で、収入等が一定水準以下の方に対し、就職に向けた活動などを条件に家賃相当額を支給。
就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期的に実施。
一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う。

生活保護相談 全

問福祉課保護係 ☎22-3332／FAX22-1690

◆対象
市内在住の方

◆内容
資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）。

難病等に関する相談 難

難病等に関する相談窓口について…

問兵庫県難病相談センター
☎06-6480-7730／FAX06-6480-7731

◆内容
難病の方やそのご家族の方々が住み慣れた地域で安定した療養生活を送っていただけるように、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図りながら支援を行っています。

◆業務内容
▶相談業務
相談は医師による医療相談と保健師、医療ソーシャルワーカーによる療養生活相談を行っています。
医療相談は、事前の予約が必要です。

内容	相談時間
医療相談	神経難病等について医師による相談（来所） ※必ず事前にお電話ください。
療養生活相談	平日　午前9時～午後4時30分（来所・電話）

▶情報提供
主に相談業務を通じて医療・保健・福祉の情報収集、提供を行っています。また、患者様やご家族、関係者等を対象とした難病教室を開催しています。

難病等の障害福祉サービスについて…

問福祉課障害福祉係 ☎22-3332／FAX22-1690

◆内容
平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、難病等についても障害福祉サービスの対象となりました。身体障害者手帳所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。詳しくは福祉課にお問い合わせください。
※医療費については、P2の兵庫県洲本健康福祉事務所地域保健課にお問い合わせください。

施設情報

種別	施設名	所在地	電話番号	FAX
居宅介護	洲本市訪問介護事業所	山手二丁目2-26	26-3121	26-0021
	アワジケアセンター	桑間274-1	25-3573	25-3574
	五色障害者居宅介護事業所	五色町都志大日707	33-0503	33-0318
	いきいき訪問介護事業所	塩屋一丁目1-17	22-2260	22-2279
	豊生ケアサービス	本町七丁目4-40	25-5316	25-5318
	訪問介護さくら	五色町鳥飼浦1777-1	34-1185	34-1186
	虹　訪問介護ステーション	宇原42-2	38-6824	38-6825
	ホームケアステーション　ジャック	中川町三木田331-1	28-0302	28-0301
重度訪問介護	洲本市訪問介護事業所	山手二丁目2-26	26-3121	26-0021
	いきいき訪問介護事業所	塩屋一丁目1-17	22-2260	22-2279
	豊生ケアサービス	本町七丁目4-40	25-5316	25-5318
	訪問介護さくら	五色町鳥飼浦1777-1	34-1185	34-1186
	虹　訪問介護ステーション	宇原42-2	38-6824	38-6825
	ホームケアステーション　ジャック	中川町三木田331-1	28-0302	28-0301
行動援護	洲本市訪問介護事業所	山手二丁目2-26	26-3121	26-0021
同行援護	洲本市訪問介護事業所	山手二丁目2-26	26-3121	26-0021
	アワジケアセンター	桑間274-1	25-3573	25-3574
	いきいき訪問介護事業所	塩屋一丁目1-17	22-2260	22-2279
児童発達支援	淡路広域行政事務組合立 児童サポートセンターわたぼうし	五色町鮎原西136-1	32-1400	32-1401
	児童・放課後デイサービス　みっけ	宇原2282	080-4971-6042	38-4059
	共生障害児通所支援事業所　にじいろ	物部3丁目3-8	25-2516	25-2517
放課後等デイサービス	淡路広域行政事務組合立 児童サポートセンターわたぼうし	五色町鮎原西136-1	32-1400	32-1401
	児童デイサービス　こもれび	下加茂一丁目1-46	38-4491	38-4490
	放課後デイサービス　ふくまろ	本町七丁目4-40	22-2900	25-5318
	児童・放課後デイサービス　みっけ	宇原2282	080-4971-6042	38-4059
	共生障害児通所支援事業所　にじいろ	物部3丁目3-8	25-2516	25-2517
短期入所	オカピ	上加茂40-1	22-2480	22-2480
	五色精光園成人寮短期入所事業所	五色町広石北847	35-0231	35-0844
	五色精光園第2成人寮短期入所事業所	五色町下堺1062-3	35-0326	35-0725
	特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷	中川原町中川原28-1	25-8550	25-8551
	五色精光園日中サービス支援型共同生活援助事業所　短期入所事業所	下加茂1丁目6-63	38-4192	38-4193
生活介護	五色精光園成人寮	五色町広石北847	35-0231	35-0844
	フローラすもと	鮎屋636	22-5444	22-5446
	多機能型事業所　コスモス	池内1248-6	23-1421	23-1422
	多機能型事業所　あゆみの部屋	五色町鮎原小山田510-7	32-0400	32-0410
	五色精光園第2成人寮	五色町下堺1062-3	35-0326	35-0725

〈以下は広告スペースです〉

就労継続支援B型事業は、利用者様に就労の機会を提供すると共に、生産活動、その他活動の提供を通じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援を行っています。

多機能型事業所　あゆみの部屋

洲本市五色町鮎原小山田510-7　TEL(0799)32-0400 FAX(0799)32-0410

多機能型事業所　コスモス

洲本市池内1248-6　TEL(0799)23-1421 FAX(0799)23-1422

支える心とおもいやり　社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団　五色精光園 ごしきせいこうえん

種別	施設名	所在地	電話番号	FAX
自立生活援助	淡路障害者生活支援センター	上加茂7	26-0525	26-0526
共同生活援助	五色精光園共同生活援助事業所	五色町都志大日707	33-1192	33-1191
	知的障害者グループホームレインボー	鮎屋636	25-3777	25-3801
	オカピ	上加茂40-1	22-2480	22-2480
	あんハウス	宇山三丁目1-6	26-1082	−
	あんホーム	上加茂7	22-7750	22-7750
	アミアミハウス	塩屋二丁目1-57	38-6688	38-6688
	五色精光園日中サービス支援型共同生活援助事業所	下加茂1丁目6-63	38-4192	38-4193
施設入所支援	五色精光園成人寮	五色町広石北847	35-0231	35-0844
	五色精光園第2成人寮	五色町下堺1062-3	35-0326	35-0725
自立訓練	オカピ	上加茂40-1	22-2480	22-2480
就労移行支援	淡路障害者生活支援センター	上加茂7	26-0525	26-0526
就労継続支援(B型)	多機能型事業所　コスモス	池内1248-6	23-1421	23-1422
	多機能型事業所　あゆみの部屋	五色町鮎原小山田510-7	32-0400	32-0410
	おのころの家	中川原町中川原222-2	28-0995	28-0992
	おのころ屋	本町七丁目3-41	22-6133	22-6133
	アミアミ	塩屋一丁目1-17	23-2005	23-2006
	キャンパスcaféカプチーノ事業所	中川原町厚浜714-9	28-0246	28-0246
	米田家食堂	本町七丁目2-25	24-0081	24-0082
指定相談支援事業所(特定・一般・障害児)	淡路障害者生活支援センター	上加茂7	26-0525	26-0526
	五色精光園相談支援事業所	下加茂一丁目6-6	38-6181	38-6182
	身体障害者生活支援センターフローラすもと	鮎屋636	22-5448	22-5446
	淡路聴覚障害者相談支援事業所	中川原町中川原222-2	090-6208-0942	28-0992
	洲本市社会福祉協議会相談支援事業所(※特定・障害児のみ指定)	山手二丁目2-26	26-0022	26-0021
	みんないっしょ(※特定・障害児のみ指定)	納231-8	24-5035	53-9070
	在宅介護支援センター五色園(※特定のみ指定)	五色町鳥飼浦2277-3	34-0550	34-0820
意思疎通支援事業	淡路聴覚障害者センター	港2-26	24-3850	26-1175
移動支援事業	アワジケアセンター	桑間274-1	25-3573	25-3574
	洲本市訪問介護事業所	山手二丁目2-26	26-3121	26-0021
	いきいき訪問介護事業所	塩屋一丁目1-17	22-2260	22-2279
	虹　訪問介護ステーション	宇原42-2	38-6824	38-6825
	ホームケアステーション　ジャック	中川原町三木田331-1	28-0302	28-0301
地域活動支援センター	各駅停車	栄町三丁目1-47	26-1367	26-1367
	淡路障害者生活支援センター	上加茂7	26-0525	26-0526
	地域活動支援センターフローラすもと	鮎屋636	22-5448	22-5446
日中一時支援事業	五色精光園成人寮	五色町広石北847	35-0231	35-0844
	五色精光園第2成人寮	五色町下堺1062-3	35-0326	35-0725

〈以下は広告スペースです〉

今日も楽しいおつきあい
淡路信用金庫
本　店　洲本市宇山3丁目5番25号 TEL 0799-22-1020
本店営業部 TEL 0799(24)1020
本町支店 TEL 0799(22)2000
物部支店 TEL 0799(22)2678
由良支店 TEL 0799(27)1161
都志支店 TEL 0799(33)0271

指定特定相談支援事業所
在宅介護支援センター五色園
主に視覚障がい者の相談・計画作成を行います。
社会福祉法人　壷阪寺聚徳会
養護盲老人ホーム 五色園
視覚障がい者手帳をお持ちの方で満65歳以上で環境的・経済的な理由をお持ちの方が市役所を通じて利用することが出来ます。

小学校福祉学習

釣りクラブの様子
お気軽にお問合せ下さい
〒656-1344
洲本市五色町鳥飼浦2277番地の3
☎0799-34-0550
goshikien@air.ocn.ne.jp

洲本市の医療機関

令和3年7月現在

医療機関名	所在地	電話番号
石浜内科医院	物部二丁目7-1	24-5858
井上内科消化器科クリニック	下加茂一丁目640-1	26-1515
内町クリニック	本町三丁目2-41	22-0023
うまづめ眼科クリニック	本町四丁目4-16	26-0001
岡田整形外科	上物部一丁目2-6	25-5567
沖田耳鼻咽喉科	栄町一丁目3-27　TOPビル5階	25-4187
奥村眼科医院	物部三丁目9-32	24-6624
奥村小児科医院	物部495-4	22-3623
カク・西本協同産婦人科	本町三丁目1-27	23-1503
鎌田医院	由良三丁目1-12	27-0111
木曽医院	宇山二丁目1-2	24-3200
木村医院	大野1335	23-0099
クラモト皮膚科	栄町一丁目3-27　TOPビル4階	22-3457
小出内科クリニック	宇山三丁目1-33	26-0333
こだまクリニック	納215-1	24-3030
さいか医院	木戸アグリ685	26-0313
新淡路病院	上加茂43	22-1534
耳鼻咽喉科形成美容外科　香山医院	宇山三丁目1-20	24-1133
鈴木整形外科	納231	24-3533
洲本伊月病院	桑間428	26-0770
洲本市応急診療所	港2-26　健康福祉館	24-6340
洲本市国民健康保険上灘診療所	相川組198	29-0298
洲本市国民健康保険五色診療所	五色町都志大日707	33-0597
洲本市国民健康保険堺診療所	五色町上堺75-4	35-0560
たかたクリニック	五色町鮎原西1-1	30-2272
髙橋内科医院	宇原2243	23-3556
津本診療所	五色町鳥飼浦1934	34-0351
當銘医院	納158-1	24-6228
菱川内科クリニック	栄町三丁目3-5　中野ビル西館303	25-2455
ひらのクリニック	塩屋一丁目2-15-2	22-6656
藤井眼科	栄町一丁目3-27　TOPビル2階	24-4490
藤岡内科医院	由良二丁目6-7	27-2500
松島医院	物部三丁目3-8	22-0034
三木内科医院	上物部一丁目2-9	23-9200
溝上眼科	納303-5	24-0371
三根医院	栄町二丁目2-26	24-0030
村上メンタルクリニック	栄町一丁目3-27　TOPビル3階	24-1221
森耳鼻咽喉科	下加茂一丁目1-36	22-7260
兵庫県立淡路医療センター	塩屋一丁目1-137	22-1200
柳澤医院	五色町鳥飼上987-2	34-0033
行政内科医院	宇山一丁目1-8	22-6735

洲本市の歯科医院（洲本市歯科医師会）

令和3年7月現在

医療機関名	所在地	電話番号
池田歯科医院	上物部334-8	26-0099
うえたに歯科	大野737	24-4618
奥井歯科医院	本町一丁目4-10	23-1182
納歯科医院	本町三丁目2-14	22-4825
くすのき小児歯科	山手二丁目1-65	22-0368
さなデンタルクリニック	大野693-1	22-0040
身体障害者歯科診療所	港2-26	22-0763
竹内歯科医院	宇山三丁目5-12	24-2650
竹内歯科医院	栄町一丁目3-7	22-2608
竹内歯科医院	桑間823-1	24-5650
寺内歯科医院	下加茂一丁目1-88	24-0004
中内歯科医院	物部一丁目7-24	22-8455
ナカノデンタルクリニック	下加茂一丁目4-50	25-6480
西本歯科医院	宇山一丁目2-50	24-3833
はこぎ歯科	上物部一丁目7-25	22-8101
はまもと歯科医院	上加茂170-1	22-9777
廣川歯科医院	物部三丁目7-23	22-1955
藤原歯科	山手三丁目1-13	22-9755
元地歯科医院	栄町二丁目3-38	23-1177
山田歯科医院	本町八丁目7-40	22-1313
吉田歯科医院	山手三丁目2-17	22-1190
よしだ歯科クリニック	栄町三丁目3-4-102	22-0800

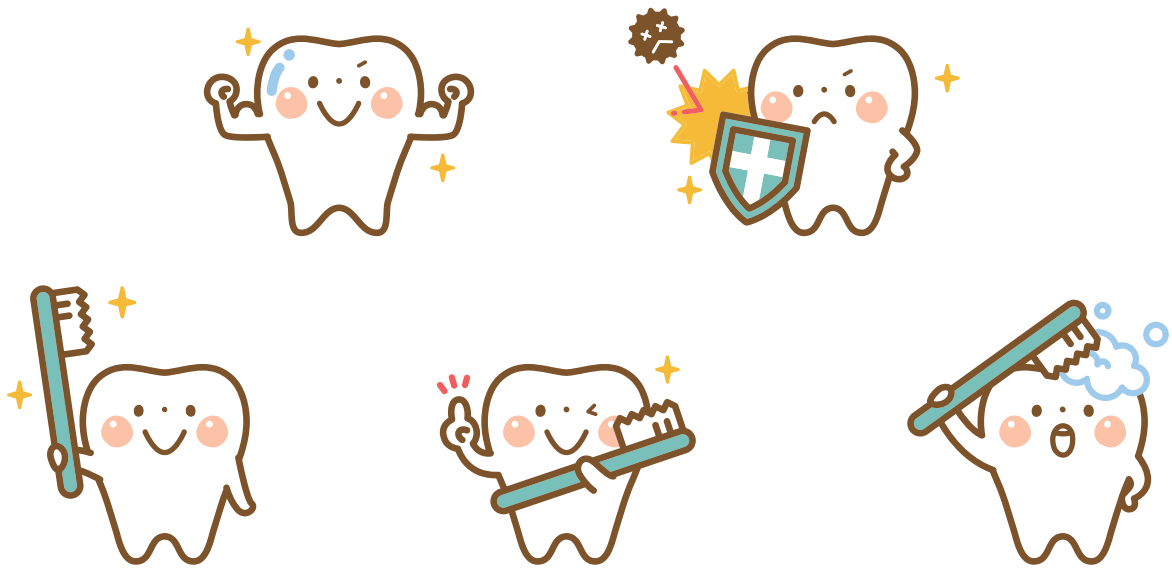

洲本市の薬局（在宅訪問薬局 洲本市薬剤師会）

令和3年7月現在

薬局名	所在地	電話番号	訪問指導の応需
鮎原薬局	五色町鮎原西13-3	32-0005	可
あわじ薬局	塩屋一丁目1-146	26-2288	状況に応じ可
イオン薬局洲本店	塩屋一丁目1-8	23-2168	可
ウエルシア薬局洲本下加茂店	下加茂一丁目1-58	24-2628	不可
うやま薬局	宇山三丁目95-1	25-5396	状況に応じ可
花月薬局洲本伊月病院前店	桑間422	53-6400	状況に応じ可
クラウン薬局	栄町三丁目3-5 中野ビル東館101	25-0778	可
サカエ薬局東店	栄町一丁目3-27　1階	24-4316	可
塩屋調剤薬局	塩屋一丁目2-15-3	53-6650	可
新世薬局宇原店	宇原2251-2	25-5888	可
新世薬局納店	納215	25-5388	可
新世薬局洲本本町店	本町二丁目2-11	22-6777	可
新世薬局都志店	五色町都志大日68-3	33-0590	可
洲本調剤薬局塩屋店	塩屋一丁目1-146	22-6435	状況に応じ可
洲本調剤薬局西店	桑間435-1	53-6578	状況に応じ可
ティエス調剤薬局物部店	物部495-7	22-3236	状況に応じ可
㈱戸田薬局	物部一丁目7-11	22-0058	不可
みこと薬局洲本店	納14	25-3120	不可
みどり調剤薬局	五色町鳥飼浦2059-2	34-0081	可
もりがき薬局	上物部一丁目2-13	23-3641	可
薬局ティエス大野ファーマシー	大野1336-1	26-2171	状況に応じ可

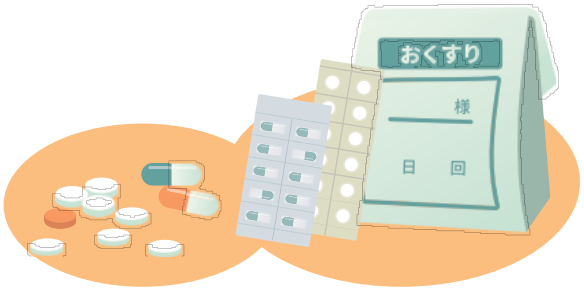

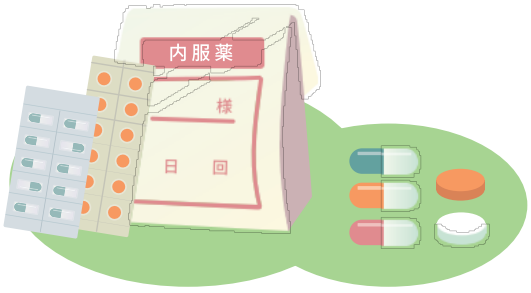

薬について

薬は病気を治すためのものですが、使用上の注意を
無視して、いい加減に扱うと害になる場合もあります。
薬についてきちんと理解して、正しく利用することが大切です。

正しい薬の使い方

薬をもらうとき

●病状、アレルギーの有無、妊娠の有無を伝える。
●ほかに飲んでいる薬があれば伝える。
薬の飲み合わせ（相互作用）によって、副作用が出る場合があります。
漢方薬も含めて2種類以上の薬を使用するときは、自己判断せず、必ず医師や薬剤師に相談しましょう。

大衆薬を使用するとき

●説明書をよく読む。普段使っている薬でも、新しい情報が追加されていることもあります。購入するたびに読む習慣をつけましょう。
病状が改善されない場合は薬局や薬店に相談又は、医師の診断を受けましょう。

水や白湯と一緒に飲む

●コップ一杯の水か白湯（ぬるま湯）で飲む。薬の成分が水で薄められ、粘膜への刺激を少なくします。
●お茶、ジュースなどほかの飲み物を水代わりにする人もいますが、薬の作用が抑えられたり、逆に効きすぎたり、副作用の危険が高まる場合があるのでやめましょう。アルコールで飲むことは必ず避けましょう。

薬箱にそろえておきたいもの

内服薬	外用薬	医療用品
胃腸薬	きず薬	体温計
整腸剤	消毒薬	包帯
解熱・鎮痛剤	救急絆創膏	はさみ
風邪薬	化膿止め	ピンセット
（小児薬）	虫刺され薬	絆創膏
	やけどの薬	ガーゼ
	目薬	三角巾
	うがい薬	脱脂綿
	湿布薬 塗り薬	綿棒

薬のQ&A

Q1 「食前」「食後」「食間」っていつ？

A

食前・・・食事の約30分前
食間・・・食後2時間程度

いずれも胃に食べ物がなくなった状態のときです。
胃に食べ物が入っていると吸収が悪くなるものです。

食後・・・食後30分以内

胃の食べ物と一緒にゆっくり吸収して効く薬です。
胃に食べ物が入っていないと胃を荒らしたりする薬は「食後」の服用となります。

Q2 症状がなくなったら薬の使用をやめていい？

A

●風邪薬や鎮痛剤などは、やめたいと思ったときにやめて大丈夫です。
●高血圧治療薬や副腎皮質ホルモン薬など、薬の中にはやめたとたん症状がぶりかえしたり、悪化するものもあります。
●抗生物質は途中でやめると、潜んでいた菌が耐性を身につけて暴れ出すという例もあります。

きちんと医師に相談したほうが無難でしょう。

暮らしマップ

内科 消化器内科 腎臓内科〈人工透析〉
當銘医院（とうめ）

外来診察受付	月	火	水	木	金	土	日祝
午前 9時～12時	●	●	●	×	●	●	×
午後 3時～ 6時	●	●	●	×	●	×	×

人工透析時間 （午前）8時30分～14時30分（午後）15時～22時

〒656-0101 洲本市納158-1 院長 當銘 克之
☎0799-24-6228

総合建設業
ルートコンストラクション
ROUTE CONSTRUCTION Co.ltd 株式会社
〒656-0023 洲本市小路谷 1123-4
Tel 0799-22-8585
Fax 0799-22-8588

髙橋内科医院
診療科目 内科 循環器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
午前 9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	／
午後 4:00～ 6:30	○	○	○	／	○	／	／

〒656-0054 洲本市宇原2243番地
TEL.0799-23-3556

KAGETSU PHARMACY
花月薬局
洲本伊月病院前店
営業時間 :9:00～18:00
定 休 日：日曜日・祝日
洲本市桑間 422
☎0799-53-6400 FAX 0799-53-6401

循環器内科・内科・リハビリテーション科
おかもと循環器クリニック

	月	火	水	木	金	土	日
08:30～12:30（受付時間 8:30～12:15）	●	●	●	●	●	◆	／
15:00～18:00（受付時間 15:30～17:45）	●	●	◆	●	●	／	／

◆… 完全予約制 休診：日曜・祝日
0799-60-0109
おかもと循環器クリニック 検索

ENEOS
石油製品販売・LPガス販売
車検・中古車販売
キーパーコーティング・ENEOSでんき
地域No.1生活基盤
ソリューション企業を目指して
ENEOS（株）特約店
宝扇商事株式会社
【本 社】 徳島市末広1丁目5-55 ☎(088) 654-7111
【DD 洲本駅前店】 洲本市栄町1丁目3-38 ☎(0799) 22-0617
【DD 洲本インター店】車検認証工場 洲本市納横竹313-2 ☎(0799) 22-8923

はり・きゅう・小児はり
高尾鍼灸院
施術時間
am 9:00~am 12:00
pm 13:00~pm 19:00
休日：日曜日
洲本市上内膳129 ☎0799-22-3311
洲本市 高尾鍼灸院 検索

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです

もりがき薬局

営業時間
月・火・水・金 9:00～18:30
木 9:00～17:00
土 9:00～13:00

TEL (0799) 23-3641
FAX (0799) 22-5490
http://www.morigaki-pharmacy.com/
洲本市上物部1-2-13

収穫できるフルーツ ミカン・レモン
収穫時期 9月20日～12月5日 予約 不要
オンライン販売もしています！！

安心・安全・皮まで食べれるレモンです。

平岡農園

平岡農園
洲本市宇山 451 ☎0799-22-2729

入院施設を持ち最新設備による眼科治療・手術の出来る病院

溝上眼科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	—
15:00～18:00	●	●	●	—	●	—	—

休診日／木曜午後・土曜午後・日曜・祝日

入院施設あり

※但し火曜日は手術の場合もあるので来院前にご確認ください。

白内障・緑内障・硝子体疾患の手術
硝子体内注射、角膜移植など
眼科疾患全般に対応

〒656-0101 兵庫県洲本市納303-5
TEL 0799-24-0371
https://www.mizokami-ganka.jp/

整形外科●リウマチ科●リハビリテーション科

医療法人社団

鈴木整形外科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	／
15:00～18:00	●	●	●	／	●	／	／

休診日／木曜午後・土曜午後・日曜・祝日
洲本市納231
0799-24-3533

医療法人社団

西海医院

Nishiumi Clinic

朝8:20から受診可 往診も可

消化器内科・内科・外科
●胃内視鏡検査
●大腸内視鏡検査

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:20～12:30	●	●	●	／	●	●
3:00～ 6:00	●	●	●	／	●	／

休診日／木・土曜午後・日祝日 淡路市志筑3112-48
TEL 0799-62-1900

高次脳機能障害

高次脳機能障害とは

病気やけがなどにより脳が損傷することで起こる言語や記憶、注意などの認知機能の障害です。
仕事や生活など様々な場面で支障をきたすことがあります。
外見上ではわかりにくいため、「見えない障害」とも呼ばれています。
本人も自覚していないことが多く、家族や周囲の人からも理解されにくい障害です。

高次脳機能障害の主な原因

脳血管障害 …… 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血　など
脳外傷（頭部外傷） …… 硬膜外血腫、脳挫傷、びまん性軸索損傷　など
その他 …… 脳炎、低酸素脳症、脳腫瘍、正常圧水頭症　など

高次脳機能障害の主な症状とその対応

注意障害

症状	対応
●気が散りやすい	▶刺激の少ない環境を提供する
●集中できない	▶こまめに休憩を取る
●落ち着きがない	▶興味のある作業から始めて集中できる時間を増やしていく
など	など

記憶障害

症状	対応
●忘れやすい	▶メモを取る
●新しいことを覚えられない	▶スケジュール帳に予定を書き込む
●同じことを何度も尋ねる	▶メモやスケジュール帳を確認する習慣をつける
など	など

遂行機能障害

症状	対応
●計画を立てるのが苦手	▶することのリストを作る
●段取りが悪くなる	▶手順書を見ながら取り組む
●優先順位がつけられない	▶することの順番を決めておく
など	など

社会的行動障害

症状	対応
●ささいなことで怒る	▶怒る原因を取り除く
●子どもっぽくなった	▶年齢相応の態度で接する
●感情のコントロールができない	▶場所を変えて気分転換を図る
●何もしようとしない	▶何事も始めるきっかけを与える
●こだわりが強い	▶注意を他のものに向ける
など	など

困っていること、悩んでいることがありましたら、下記までご相談ください。

兵庫県総合リハビリテーションセンター　高次脳機能障害相談窓口
TEL 078-925-9262　FAX 078-925-9299
相談受付時間　月曜日～金曜日（土日祝・年末年始除く）　●9:00～12:00　●13:00～17:00

健康アップ法 －快眠で元気と活力を－

不規則な生活で睡眠不足になったり、ストレスによる不眠に悩む人が増えています。
睡眠不足や不眠は健康を損なう大きな要因。
ここではよい睡眠を得るための方法を紹介します。

気持ちよく眠りにつくために

① 寝る前にリラックスタイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましょう。

② 寝る前には刺激を避ける

寝る前には、頭や体を興奮させる刺激を避けましょう。熱いお風呂も、食事もできるだけ早めにすませましょう。夕食後に仕事や趣味に没頭することも、心身ともに活動的な状態にして眠りにくくさせます。覚醒作用のあるコーヒーやお茶は寝る前の3～4時間前から、また、たばこも控えましょう。

③ 眠くなってから床につく

「眠らなければ」と意気込むと、かえって頭が冴えて寝つきを悪くしてしまいます。眠れないときはいったん布団を出てリラックスし、眠くなってからもう一度床につくようにしましょう。

④ 寝酒は不眠の元

寝酒は睡眠薬代わりにはなりません。少量なら麻酔作用で眠りやすくはなりますが、短時間で作用が切れ、目が覚めてしまうことも。慣れると量が増えて精神的・身体的問題が起こりやすくなります。また、飲みすぎると翌朝に疲れが残るもとになります。

⑤ どうしても眠れないときには医師に相談を

寝つけない日が続く、熟睡感がない、朝起きられない、十分眠っても日中の眠気が強い、などの症状があるときは、早めに医師に相談してください。うつ病などの心の病気や、激しいいびき、睡眠時無呼吸症候群などの可能性もあります。

心と体のリラクゼーション法

心身の健康を維持するには、日頃から、リラクゼーションを心がけることが大切です。
明日からでも気軽に始められる方法をご紹介します。

リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。
口を軽くあけて、ハァーとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハァーと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。

アロマセラピーを利用してみよう

アロマセラピーとは、植物の精油で、主にその香りをかぐことで健康に導くというもの。自分の好きな香りの精油をベースオイルで薄めてマッサージしたり、アロマポットに数滴垂らし、暖めて香りを楽しみましょう。

動物や植物に癒される

動物に触れる「アニマル・セラピー」は、脈拍数や血圧が安定するなどの生理的な効果に加え、元気が出る、リラックスするなど、心理面でも大きなメリットがあるとされています。
犬、猫、うさぎ、小鳥などのペットや、馬、イルカなどの動物と実際に手でふれあうことで、心身ともにリラックスできます。
植物にふれることも精神的な癒しリラクゼーション効果があると注目されています。ガーデニングはもちろん、部屋に観葉植物をひとつ置くだけでも心がなごみます。

リフォームの基礎知識

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1 ～ 2」や「要介護1 ～ 5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障害者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。

バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障害を抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。

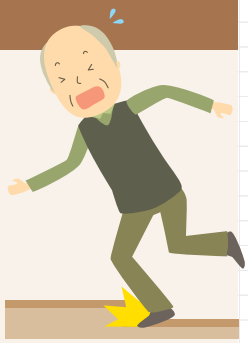

自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。

業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。

リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけではなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。

木のリフォーム屋さん

天然木を使用したリフォーム
内装工事 外装工事 増改築

バリアフリーリフォームもお任せ下さい!

介護保険の助成制度が適用できる対象工事

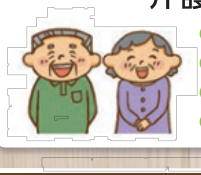

- 手すりの取り付け
- 床段差の解消
- 滑り防止や移動を円滑にするための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの取替え
- その他上記の改修に付帯するために必要となる工事

中田工務店株式会社
[一般建築業許可]兵庫県知事 許可(般-2)第801570号
☎0799-32-0355
洲本市五色町鮎原小山田873番地7
http://www.nakata-k.com
木のリフォーム屋さん 検索

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。

自分で見つける危険な症状

あなたのお家は大丈夫？ 10の耐震チェックポイント

一つでも該当する項目があれば、専門家に相談しましょう。

1. 昭和56年度以前の建物である。（現在の耐震基準を満たしていない可能性があります。） ☐
2. 基礎にひび割れがある。 ☐
3. 地盤が危険だと感じる。 ☐
4. 基礎が鉄筋コンクリート造ではない。 ☐
5. 必要な手続きを行わずに増築している。 ☐
6. 大きな吹き抜けがある。 ☐
7. 室内の床が傾いている。 ☐
8. 屋根には重い建材を使用している。 ☐
9. 過去に大きな災害に見舞われたことがある。 ☐
10. 壁の量が少ない。（見かけの壁の割合が少ない場合は、当然危険です。） ☐

株式会社サイネックスによる編集記事ページです　ここは有料広告掲載ページです

ホームページから、
リモート建築相談も受付けます！

相談無料!!

『お客様の想いに+αのデザイン提案を…』

Sakae Design

建築設計工房・栄（Sakae）

Tel/Fax:0799-53-9108

ホームページリニューアルしました！！

〒656-0026 洲本市栄町 2-2-31

建築設計工房 栄　検索

一つの出会いから末永いお付き合いへ

住宅の新築・リフォーム・設計施工

ODA 織田建設株式会社

☎ 0799-53-6227

南あわじ市山添95-3　FAX 0799-53-6228

https://www.oda-kensetsu.net

住まいの不便は
リフォームで解決！！

キッチン交換　浴室　洗面所
トイレ　内装　など

洲本市下内膳782

洲本 英工芸　検索

TEL0799-24-5792

総合建設

株式会社 英工芸

医療法人社団いちえ会

洲本伊月病院

SUMOTO ITSUKI HOSPITAL

〒656-0014 洲本市桑間428

TEL：0799-26-0770

FAX：0799-26-0778

介護老人保健施設

せんけい苑

〒656-0014

洲本市桑間字太田495-1

TEL：0799-26-0780

FAX：0799-26-0781

洲本市在宅介護支援センター加茂

グループホーム
いちごの家・加茂（18床）

小規模多機能施設
地域支援ハウス いちごの家・築地

デイサービスセンター いちごの家・納

グループホーム いちごの家・上物部（18床）

居宅介護支援 洲本伊月病院

伊月クリニック

いちご保育園

サービス付き高齢者向け住宅
いちごの家・楽園すもと（59床）、通所介護
居宅介護支援事業所・ヘルパーステーション

いちえ会グループ

社会福祉法人いちえ福祉会
特別養護老人ホーム
いちごの家・楽園おのころ（29床）
ショートステイ（10床）

社会福祉法人いちえ福祉会
地域支援ハウス いちごの家・上物部
子育て支援ハウス いちごキッズ・上物部
居宅介護支援事業所
ヘルパーステーション

わが家の書きこみテレフォンリスト

ご記入の上、ご利用ください

休日・夜間・救急診療

なまえ	TEL	住　所

かかりつけ病院

なまえ	TEL	住　所

かかりつけ歯科

なまえ	TEL	住　所

かかりつけ薬局

なまえ	TEL	住　所

About a digital book

令和3年10月下旬ごろ更新予定

洲本市障害福祉サービスの手引が電子書籍に!!

わが街事典®

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

無料
閲覧に伴う通信料はご負担ください

「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも持ち歩ける利便性

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版

ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら

わが街事典　電子書籍アプリ　検索

洲本市

障害福祉サービスの手引

令和3年10月発行

発行

洲本市／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3346

広告販売

株式会社サイネックス　徳島支店

〒770-0813 徳島県徳島市中常三島町1-32

TEL.088-623-0530

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

なのは

洲本市

障害福祉サービスの手引